

GF
89
1

6F
89
1

福澤先生著

新女大學評論

全

時事新報社發行

慶應義塾
圖書館
藏書印

序

家嚴著す所の女大學評論二十篇及び新女大學二十三章は一朝
 一夕の思付に非ず抑も其由て起る所の源は家嚴の先考即ち兒
 が祖父百助君の氣風家庭に浸潤して一種の家風を成したる其
 家風に發したるものにして由來實に遠しと云ふ可し即ち家嚴
 が女教女道に關する此議論の稿案は幾十年前より既に心中に
 成りし所のものなれども如何せん當時未だ之を記して世に公
 にするの機運に會せず荏苒惹て遂に今日に至りしのみ
 然るに内地雜居の事は日既に迫れり一刻を猶豫す可き時に非
 ず正に此機に乗じ蹶起して男尊女卑の陋習を退治するに非ざ
 れば我日本の國光に永く一大汚點を遺すの憾あらんとす今日
 に於て家嚴が此文を公にするもの偶然に非ざるなり

然れども此女大學評論及び新女大學は元我家庭の爲めにとて著せしには非ず在來遺傳の家風を經とし家嚴一身の言行を緯としたる教訓の結果として我福澤の家に於ては親子團圓の間あひたに例へば妾女郎等の語は口にするをさへ慎むほどの次第なるを況して此文に辯論する所のものゝ如き知れ切たる事として曾て親の説聞かしたることもなく態々子の間はんとせしこともなし左れば此論文は世間の風儀に益する所あらんことを唯一の目的として著せしものと知る可し

尙ほ序ながら一言したき事あり事一身の私に關するを以て爰に之を記すは或は其所を得ざるに似たれども亦自ら多少の關係なきに非ざる可し明治卅一年九月廿六日は家嚴が腦症の大患に罹りし日にて爾來慈母を始めとして一家兄弟姊妹の心配

は名状す可からず日夜かはるゝ枕邊に侍して看護に怠りなきの外爲す術もなく聽て十月五日の夜最早や回復の望み絶じたりと醫師の宣告を受けし時の事など今より想起すも悚然たらざるを得ず然るに當日を峠に病漸く輕快して今日は起居座臥共に自由のみならず履を穿ち杖を曳て戶外に歩行するに至る而して其快癒は獨り形體のみに止まらず石河君の云へるが如く本論は病前に成りたるも頃目に至り人をして原稿を讀ましめ自から字句の誤脱を指示して正したる所少なからず即ち視力の薄弱失語等の病痕は尙ほ未だ全く去りたるに非ずと雖も精神氣力の確なるは殆んど舊日に異ならず家嚴兒に語りて云く氣の毒ながら乃公存命の間は世の不品行者流を追撃して止まざる可しと此精神氣力を病後の家嚴に見るは兒等の思ひ

寄らざる所にして欣喜雀躍自から禁ずる能はざるなり
 家嚴の大患漸く峠を越えて尙ほ半醒半眠の間に在りしとき頻
 りに獨語する所を聽けば語路斷續精しく聞取るに由なしと雖
 も語る所は即ち議論にして折々聞ゆる片々の語を取合せて察
 するに其議論は女道論に在るが如し蓋し家嚴が本論の稿を了
 りしは發病前六七日の頃なれども其説は殆んど先天の思想に
 發したるものにして一字一句苟もせざるは勿論家嚴が男女間
 德行論の大主意は注で此文章の中に在り敢て熟讀翫味せられ
 んことを大方の諸君に希望するものなり

明治三十二年二月

男 一太郎謹記

序

女大學評論二十篇、新女大學廿三章は福澤先生が昨年八月の半
 過より筆を執り一日に一篇もしくは二三篇を草し九月廿六日
 腦症の大患に罹らるゝ六七日前に至りて稿を終る其間僅々三
 旬日に過ぎず恰も暑中接客談話の餘業にして或は一時の思付
 きのまま、勿々筆を下したるに似たれども抑も此問題は先生年
 來の宿論否を殆んど先天の思想に發したるものにして其由來
 偶然ならず先生の先考百助君は中津藩士にして儒流の學者な
 り我國漢儒者流の常として口には道德倫理の説を論じながら
 一身一家の始末は粗放磊落所謂細瑾を顧みざるもの比々皆然
 る中に君は氣品高尚身を持すると甚だ嚴に家風極めて正しく
 眞實言行一致の君子として人に畏敬せられたりと云ふ先生三

歳にして父に別れ先人の音容さへも記憶せず況して其言行の如き固より知るを得ざれども一兄三姉と共に慈母の手に養育せられ膝下團欒、問はず語りの中に嚴父の言行はいつしか母の口よりして幼子女の耳に傳へられ知らず識らずの間に高尚嚴正なる性行を養成したることならん先生自から語りて余は道徳品行に就て何人の教を受けたることなく又自から工風して修めたることなし一身の行状は恰も生れながらのまゝにして今日に至るまで曾て自から心に疲しきの所業なきは畢竟家風遺傳の然らしむる所ならんと云へり即ち日本の女教女道に關する先生の説は此先天の思想より發して獨り自から居家處世の實際に行ひながら未だ世に發表するの機會を得ざりしものなり先生二十一歳の時郷里を辭して長崎に留學し次で大阪緒

三
 方の塾に學びし其間は専ら苦學勉強の最中にして固より他事に及ぶの暇なし廿五歳江戸に出で、始めて家を成したれども私塾の經營に著書翻譯に或は海外の旅行等に心身多忙、寸暇を得ざる其中に時々貝原の女大學を繙き他日の記憶の爲めに簡單なる評語を書入るゝを常とし隨て失へば隨て購ひ自から筆を加へたるもの二三冊もある可しと云ふ先生が此問題に心を籠めたること一朝一夕に非ざるを知る可し昨年夏福翁自傳の速記成りて自から校正を終りたる後、少しく閑を得て女大學の概評を速記せしめたるに口授にては意に満たざる所ありとて更に自から筆を執て起艸したるもの即ち女大學評論甘篇にして古來我國に行はれたる女教の非理不法なるを論破し別に今日の社會に處す可き新日本の女道を開示したるもの即ち新

女大學廿三章是れなり或は先生の平生を知らざるものは此文を讀んで新奇の感を爲すともあらんなれども其一言一句先生に於ては啻に口に論ずるのみならず日常身に行ひたる所にして即ち平素の言行を筆に寫したるまでのとなれば恰も一部の行實とも見る可きものなり本論は先生の病前に成りたるも頃日に至り人をして原稿を讀ましめ自から字句の誤脱を指示して正さしめたる處少なからず今回これを公にするに當り一言その由來を記す所なかる可からずと雖も病後の執筆は尙ほ醫師の警しむる所なるを以て先生自から手を勞するを得ず余は殆んど二十年來先生に親炙し常に其家庭に出入して先生の言行を熟知するの一人なり即ち親しく見聞する所を記して此著の偶然ならざるを讀者に紹介すと云ふ

明治三十二年二月

石河幹明謹記

女大學評論

女 大 學 評 論

福 澤 諭 吉 著

一 夫女子は成長して他人の家へ行き舅姑に仕ふるもの
 なれば男子よりも親の教緩にすべからず父母寵愛して恣
 に育ぬれば夫の家に行て必ず氣隨にて夫に疎れ又は舅の
 誨へ正ければ堪がたく思ひ舅を恨誹り中惡敷成て終には
 追出され耻をさらす女子の父母我訓なきことを謂ずして
 舅夫の惡きことのみ思ふは誤なり是皆女子の親の教なき
 ゆゑなり

成長して他人の家に行くものは必ずしも女子に限らず男子も女子と同様物領以下
 の次三男は養子として他家に行くの例なり人間世界に男女同數とあれば其成

長して他人の家に行く者の數も正しく同數と見て可なり或は男子は分家して一戸の主人となることあるゆゑ女子に異なりと云はんかなれども女子ばかり多く生れたる家にては其内の一人を家に置き之に婿養子して本家を相續せしめ其外の姉妹にも同様婿養子して家を分つこと世間に其例甚だ多し左れば子に對して親の教を忽にす可からずとは尤至極の沙汰にして左もある可きとなれども女子に限りて男子よりも云々とは請取り難し男の子なれば之を寵愛して恣に育てるも苦しからずや養家に行きて氣隨氣儘に身を持崩し妻に疎まれ又は由なき事に舅を恨み譏りて家内に風波を起し終に離縁されても其身の耻辱とするに足らざるか、ソンの不理窟はなかる可し女子の身に耻づ可きとは男子に於ても亦恥づ可き所のものなり故に父母の子を教訓するは甚だ嘉し、父母たる者の義務として遁れられぬ役目なれども獨り女子に限りて其教訓を重んずるとは抑も立論の根據を誤りたるものと云ふ可し世間或は説あり父母の教訓は子供の爲めに良藥の如し尙も其教の趣意にして美なれば女子の方に重くして男子の方を次にするも其邊は問ふ可き限りに非ずと云ふ者あれども大なる誤なり元來人の子に教を授け

て之を完全に養育するは病人に藥を服用せしめて其藥に適宜の分量あるが如し既に其分量を誤るときは良藥も却て害を爲す可し左れば父母が其子を養育するに假令ひ教訓の趣意は美なりとするも女子なるが故にとて特に之を嚴にするは男女同症の患者に對して服藥の分量を加減するに異ならず女子の方に適宜なれば男子の方は藥量の不足を感じ、男子に適量なりとすれば女子の服藥は過量にして必ず瞑眩せざるを得ず女子は男子よりも親の教、忽にす可からず氣隨ならしむ可からずとは父母たる者は特に心を用ひて女子の言行を取締め之を温良恭謙に導くの意味ならん温良恭謙固より人間の美德なれども女子に限りて其教訓を忽にせずと云へば女子に限りて其趣意を厚く教ふるの意味ならん即ち藥劑にて申せば女子に限りて多量に服せしむるの意味ならんなれども扱この一段に至りて女子の力は果して能く此多量の教訓に堪へて瞑眩するとなきを得るや否や甚だ覺束なし既に温良恭謙柔和忍辱の教に瞑眩すれば一切萬事控目になりて人生活動の機を失ひ言ふ可きを言はず爲す可きを爲さず聽く可きを聽かず知る可きを知らずして遂に男子の爲めに侮辱せられ玩弄せらるゝの害毒に陥るとなきを期

す可からず故に此一章の文意美は則ち美に似たれども特に男子よりも云々と記して男女を區別したるは女性の爲めに謀りて千載の憾と云ふも可なり

一 女は容よりも心の勝れるを善とすべし心緒無美女は心騒敷眼恐敷見出して人を怒り言葉訥に物言さがなく口聾て人に先立ち人を恨嫉み我身に誇り人を謗り笑ひ我人に勝貌なるは皆女の道に違るなり女は只和に隨ひて貞信に情ふかく静なるを淑とす

冒頭第一女は容よりも心の勝れたるを善とすと云ふ女子の天性容色を重んずるが故に其唯一に重んずる所の容よりも心の勝れたるこそ善けれと記して文章に力を付けたるは巧なりと雖も唯是れ文章家の巧として見る可きのみ其以下婦人の悪徳を並べ立てたる箇條は讀んで字の如く悪徳ならざるはなし心騒しく眼恐しく云々如何にも上流の人間にあるまじき事にして必ずしも女の道に違ふのみならず男の道にも背くものなり心氣粗暴眼光恐しく動もすれば人に向て怒を發

し言語粗野にして能く罵り、人の上に立たんとして人を恨み、又嫉み自から誇りて他を譏り、人に笑はれながら自から悟らずして得々たるが如き實に見下げ果てたる舉動にして男女に拘はらず斯る不徳は許す可からず人間たる者は和順貞信人情深くして心静なる可し誠に申分なき教訓にして左こそありたきとなれども此章に於ては特に之を婦人の一方に持込み斯の如きは女の道に違ふものなり女の道は斯くある可しと女ばかりを警しめ、女ばかりに勸むるとは其意を得難し例へば女の天性妊娠するの約束なるが故に妊娠中は斯くくの攝生す可しと特に女子に限りて教訓するが如きは至極尤に聞ゆれども男女共に犯す可からざる不徳を書並べ男女共に守る可き徳義を示して女ばかりを責るとは可笑しからずや犬の人に齧付きて却て夜を守らざるは悪性の犬なり不能の犬なり然るに此悪性不能を牝犬の一方に持込み牝犬の人を齧み夜を守らざるは宜しからずとのみ云ふは不都合ならん牡犬なれば悪性にて不能にて苦しからずや議論片落なりと云ふ可し蓋し女大學の記者は有名なる大先生なれども一切萬事支那流より割出して立論するが故に男尊女卑の癖は免かる可からず實際の眞面目を云へば常に

能く夜を守らずして内を外にし動もすれば人を叱倒し人を虐待するが如き悪風は男子の方にこそ多けれども其處を大目に看過して獨り女子の不徳を咎むるは所謂儒教主義の偏頗論と云ふ可きのみ

一 女子は稚時より男女の別を正くして假初にも戯れたることを見聞しむべからず古への禮に男女は席を同くせず衣裳をも同處に置ず同じ所にて浴せず物を受取渡す事も手より手へ直にせず夜行時は必ず燭をともして行べし他人はいふに及ばず夫婦兄弟にても別を正くすべしと也今時の民家は此様の法をしらずして行規を亂にして名を穢し親兄弟に辱をあたへ一生身を空にする者有り口惜き事にあらずや女は父母の命と媒妁とに非ざれば交らずと小學にもみえたり假令命を失ふとも心を金石のごとくに堅くして義を守るべし

幼稚の時より男女の別を正くして假初にも戯れたる事を見聞せしむ可からずと云ふ即ち姪狼不潔のとは目にも見ず耳にも聞かぬやうにす可しとの意味ならん至極の教訓なり是等は都て家風に存することにして稚き子供の父たる家の主人が行跡にて内に妾を飼ひ外に花柳に戯るゝなどの亂暴にては如何に子供を教訓せんとするも姪狼不潔の根本を近く我が家の内に見聞するが故に千言萬語の教訓は水泡に歸す可きのみ又男女席を同うせず云々として古の禮を示したるも甚だ宜しけれども人事繁多の今の文明世界に於て果して此古禮を實行す可きや否や一考す可き所のものなり是れも所謂言葉の采配又賣物の掛直同様にして斯くまでに厳しく警めたらば少しは注意する者もあらんなど淺墓なる教訓なれば夫れまでのことなれども眞實眞面目に古禮を守らしめんとするに於ては唯表向の儀式のみに止まりて裏面に却て大なる不都合を生ずることある可し凡そ男女交際の清濁は其氣品の如何に關することにして例へば支那主義の眼を以て見れば西洋諸國の貴女紳士が共に談じ共に笑ひ同所に浴こそせざれ同席同食物を授受するに手より手にするのみか其手を握るを以て禮とするが如き男女別なし無禮

の野民と云ふ可きなれども扱その内實を窺へば此野民決して野ならず品行清潔にして堅固なること金石の如くなる者多きは何ぞや畢竟するに其氣品高尚にして性慾以上位するが故なりと云はざるを得ず曾て東京に一士人あり頗る西洋の文明を悦び一切萬事改進歩を氣取りながら其實は支那臺の西洋鍍金にして殊に道德の一段に至りては常に周公孔子を云々して子女の教訓に小學又は女大學等の主義を唱へ家法最も嚴重にして親子相接するにも賓客の如く曾て行儀を亂りたることなく一見甚だ美なるに似たれども氣の毒なるは主人公の身持不行儀にして姪行を恣にし内に妾を飼ひ外に賤業婦を弄ぶのみか此男は某地方出身の者にて郷里に正當の妻を遣し東京に來りて更らに第二の妻と結婚して所謂一妻一妾は扱置き二妻數妾の滅茶苦茶なれば子供の嚴父に於ける唯その嚴重なる命令に恐入り何事に就ても唯々諾々するのみ曾て之に心服する者なし歲月の間に其子供等は小學を勉強して不孝の子となり女大學を暗誦して姪婦となり儒敎の家庭より禽獸を出したるこそ可笑しけれ左れば男女交際は外面の儀式よりも正味の氣品こそ大切なれ女子の氣品を高尚にして名を穢すことなからしめんと

ならば何は扱置き父母の行儀を正くして朝夕子供に好き手本を示すこと第一の肝要なる可し又結婚に父母の命と媒妁とにあらざれば叶はずと云ふ是れも至極尤なり民法親族編第七百七十一條に

子カ婚姻ヲ爲スニハ其家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但男ハ滿三十年女ハ滿二十五年ニ達シタル後ハ此限ニ在ラス

とあり婚姻は人間の大事なれば父母の同意即ち其許なくては叶はずなれども父母の意見を以て子に強ふるは尙ほ一叶はぬことなり父母が何か爲めにする所ありて無理に娘を或る男子に嫁せしめんとして大なる間違を起すは毎度聞くこととなり左れば男女三十年二十五年以下にても父母の命を以て結婚を強ふることとは相成らず又子の方より云へば假令ひ三十年二十五年以上に達しても父母在すときは打明け相談して同意を求むること穩なれ法律は唯極端の場合に備ふるのみ親子の情は斯く水臭きものに非ず吳々も心得置く可し扱又結婚の上は假令ひ命を失ふとも心を金石の如くに堅くして不義するなどは最も好き教訓にして男女共に守る可き所なれども我國古來の習俗を見れば一夫多妻の弊は多くして一

妻多夫の例は稀なるゆゑ金石の如き心は特に男子の方こそ望ましけれ然るに此男子をば餘處にして獨り女子を警しむ念入りたる教訓にして有難しとは申しながら比較的の方角違ひと云ふ可きのみ

一 婦人は夫の家を我家とする故に唐土には嫁を歸るといふなり假令夫の家貧賤成共夫を怨むべからず天より我に與へ給へる家の貧は我仕合のあしき故なりと思ひ一度嫁しては其家を出ざるを女の道とする事古聖人の訓也若し女の道に背き去らるゝ時は一生の耻也されば婦人に七去とてあしき事七ツ有り一には嬖に順ざる女は去べし二には子なき女は去べし是れ妻を娶るは子孫相續の爲なれば也然れども婦人の心正しく行儀能して妬心なくば去ずとも同姓の子を養ふべし或は妾に子あらば妻に子なくとも去に及ばず三には嬖亂なれば去る四には悋氣深ければ

去る五に癩病などの惡き疾あれば去る六に多言にて慎なく物いひ過すは親類とも中惡く成り家亂るゝ物なれば去べし七には物を盜心有るを去る此七去は皆聖人の教也女は一度嫁して其家を出されては假令二度富貴なる夫に嫁すとも女の道に違て大なる辱なり

男子が養子に行くも女子が嫁入するも其事實は少しも異ならず養子は養家を我家とし嫁は夫の家を我家とす當然のことにして又その家の貧富貴賤その人の才不才徳不徳その身の強弱その容貌の醜美に至るまで篤と吟味するは都て結婚の約束前に在り裏に表に手を盡して吟味に吟味を重ね双方共に是れならばと決断していよく結婚したる上は家の貧乏などを離縁の口實にす可からざるは獨り女の道のみならず亦男子の道として守る可き所のものなり近年の男子中には往々此道を知らず幼年の時より他人の家に養はれて衣食は勿論學校教育の事に至るまでも一切萬事養家の世話に預り年漸く長じて家の娘と結婚養父母は先づ是れ

にて安心と思ひの外、この養子が羽翼既に成りて社會に頭角を顯すと同時に漸く養家の窮窟なるを厭ふて離縁復籍を申出し甚だしきは既婚の妻をも振捨て、實家に歸るか又は獨立して隨意に第二の妻を娶り意氣揚々顔色酒蛙々々として耻ぢざる者あり不義理不人情恩を知らざる人非人なれども世間に之を咎むるものなきこそ奇怪なれば廣き世の中には随分惡婦人も少なからず其舉動を見聞して厭ふ可き者あれども男性女性相互に比較したらんには人非人は必ず男子の方にも多數なる可し此邊より見れば我輩は女大學よりも寧ろ男大學の必要を感じざる者なり

婦人に七去と云ふ離縁の理由を記し第一舅姑に順ならざるは去ると云ふ婦人の性質粗野にして根性悪しく夫の父母に對して禮儀なく不人情ならば離縁も然る可し第二子なき女は去ると云ふ實に謂はれもなき口實なり夫婦の間に子なき其原因は男子に在るか女子に在るか是れは生理上解剖上精神上病理上の問題にして今日進歩の醫學も尙ほ未だ其眞實を斷ずるに由なし夫婦同居して子なき婦人が偶然に再縁して子を産むことあり多姪の男子が妾など幾人も召使ひながら遂

に一子なきの例あり其等の事實も辨へずして此女に子なしと斷定するは畢竟無學の臆測と云ふ可きのみ子なきが故に離縁と云へば家に婿養子して配偶の娘が子を産まぬとき子なき男は去る可しとて養子を退出さねばならぬ譯なり左れば此一節は女大學記者も餘程勘辨して末段に筆を足し婦人の心正しければ子なくとも去るに及ばずと記したるは流石に此離縁法の無理なるを自覺したるとならん又妾に子あらば妻に子なくとも去るに及ばずとは元來餘計な文句にして何の爲めに記したるや解す可からず依て竊に案ずるに本文の初に子なき女は去ると先づ宣言して文の末に至り妾に子あれば去るに及ばずと前後照應して男子に蓄妾の餘地を與へ暗々裡に妻をして自身の地位を固くせんが爲め蓄妾の惡事たるを口に言はずして却て之を夫に勧めしむるの深意ならんと邪推せざるを得ず又事實に於ても古來大名などが妾を飼ふとき奥方より進ぜらるゝの名儀あり男子が醜惡を犯しながら其罪を妻に分つとは陰險も亦甚だし女大學の毒筆與りて力ありと云ふ可し第三姪亂なれば去ると云ふ我日本國に於て古來今に至るまで男子と女子と孰れが姪亂なるや其姪心の深淺厚薄は姑く擱き姪亂の實を逞うする

者は男子に多きか女子に多きか詮索に及ばずして明白なり男女同様姪亂なれば離縁せらるゝとあれば男子として離縁の宣告を被る者は女子に比較して大多數なる可し然るに本書には特に女子の姪亂を以て離縁の理由とす亦是れ方角違ひの沙汰と云ふ可きのみ第四悋氣深ければ去ると云ふ是れ亦解す可からず夫婦家を同うして夫の不品行なるは取りも直さず妻を虐待するものなり借老を契約したる妻が之を争ふは正當防禦にこそあれ或は誤て争ふ可からざるを争ふともあらん之を稱して悋氣深しと云ふか尙ほ是れにても直に離縁の理由とするに足らず第五癡病の如き惡疾あれば去ると云ふ無替の甚しきものなり癡病は傳染性にして神ならぬ身に時としては犯さるゝこともある可し固より本人の罪に非ず然るを婦人が不幸にして斯る惡疾に罹るの故を以て離縁とは何事ぞ夫にして假初にも人情あらば離縁は扱置き厚く看護して假令ひ全快に至らざるも其輕快を祈るこそ人間の道なれ若しも妻の不幸に反して夫が癡病に罹りたらば如何せん妻は之を見棄てゝ颯々と家を去る可きや我輩に於ては甚だ不同意なり否な記者先生も或は不同意ならん孝婦傳など見れば何々女は貞操無比夫の惡疾を看護して

何十年一日の如し云々として稱賛したるもの多し先生の如きも必ず稱賛者の一人たるは疑を容れず左れば惡疾の妻は會釋なく離縁しながら夫に惡疾あれば妻に命じて看護せしめんとするか、ますく解す可からず我輩は屹と其理由を聞かんと欲する者なり第六多言にて慎みなく云々は去ると云ふ此條漠然として取留なし要するに婦人がおしやべりなれば自然親類の附合も丸く行かずして家に風波を起すゆゑに離縁せよとの趣意ならんれども多言寡言に一定の標準を定め難し此の人に多言と聞えても彼の人には寡言と思はれ甲の耳に寡言なるも乙の聞く所にては多言なるとありよしや假令ひおしやべり多言にても僅に此一事を根據にして容易に離縁とは請取り難し第七物を盜む心あるは去ると云ふ物を盜むにも輕重あり唯この文字に由て離縁の當否を斷ず可からず民法の親族編など參考にして説を定む可し

右第一より七に至るまで種々の文句はあれども詰る處婦人の權力を取縮めて運動を不自由にし男子をして随意に妻を去るの餘地を得せしめたるものと云ふの外なし然るに女大學は古來女子社會の寶書と崇められ一般の教育に用ひて女子

を警しむるのみならず女子が此教に従て萎縮すればするほど男子の爲めに便利なるゆゑ男子の方が却て女大學の趣意を唱へて以て自身の我儘を恣にせんとするもの多し或る地方の好色男子が常に不品行を働き内君の苦情に堪へず依て一策を案じて内君を耶蘇教會に入會せしめ其目的は専ら女性の嫉妬心を和らげて自身の獸行を逞うせんとの計略なりしに内君の苦情遂に止まらずして失望したりとの奇談あり天下の男子にして女大學の主義を云々するは多くは此好色男子の類にして我田に水を引くものなり女子たる者は決して油断す可からず扱女大學の離縁法は右に記したる七去にして民法親族編第八百十二條に夫婦の一方は左の場合に限り離婚の訴を提起することを得と記して

- 一 配偶者カ重婚ヲ爲シタルトキ
- 二 妻カ姦通ヲ爲シタルトキ
- 三 夫カ姦姦罪ニ因リテ刑ニ處セラレタルトキ
- 四 配偶者ガ偽造賄賂狼褻竊盜強盜詐欺取財受寄物費消贓物ニ關スル罪若クハ刑法第七十五條第二百六十條ニ掲ケタル罪ニ因リテ輕罪以上ノ刑ニ處セ

ラレ又ハ其他ノ罪ニ因リテ重禁錮三年以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

- 五 配偶者ヨリ同居ニ堪ヘサル虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ
- 六 配偶者ヨリ惡意ヲ以テ遺棄セラレタルトキ
- 七 配偶者ノ直系尊屬ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ
- 八 配偶者カ自己ノ直系尊屬ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキ
- 九 配偶者ノ生死ガ三年以上分明ナラサルトキ
- 十 婿養子縁組ノ場合ニ於テ離縁アリタルトキ又ハ養子カ家女ト婚姻ヲ爲シタル場合ニ於テ離縁若クハ縁組ノ取消アリタルトキ

とあり左れば今日我國民一般に守る可き法律に於て離縁を許すは以上の十箇條に限り其外は如何なる場合にも双方の相談合意に非ざれば離縁するを得ず三行半の離縁状などは昔の物語にして今日は全く別世界なりと知る可し然るに女大學七去の箇條中第一舅姑に順ならざるの文字を尊屬虐待侮辱等の意味に解し

たらば或は可ならん其他は一として民法に當るものなきが如し法律に當らざる

離縁法を世に公けにするは人を誤るの恐れあり例へば國民の私裁復讐は法律の許さざる所なり然るに今新に書を著はし盜賊又は亂暴者あらば之を取押へたる上にて打つなり斬るなり思ふ存分にして懲らしめよ况んや親の敵は不俱戴天の辭なり政府の手を煩はすに及ばず孝子の義務として之を討取る可し曾我の五郎十郎こそ千載の譽れ末代の手本なれなど書立てし出版したらば或は發賣を禁止せらるゝことならん如何となれば現行法律の旨に背くが故なり其れも小説物語の戲作ならば或は妨なからんれども家庭の教育書學校の讀本としては必ず異論ある可し然らば則ち今日の女大學は小説に非ず戲作に非ず女子教育の寶書として都鄙の或る部分には今尙ほ崇拜せらるゝものにてありながら寶書中に記す所は明かに現行法律に反くもの多し其の民心に浸潤するの結果は人を誤つて法の罪人たらしむるに至る可し教育家は勿論政府に於ても注意す可き所のものなり

一 女子は我家に有てはわが父母に専ら孝を行ふ理也さ

れども夫の家にゆきては専ら嬢を我親よりも重んじて厚く愛しみ敬ひ孝行を盡べし親の方を重んじ舅の方を輕ずる事なかれ嬢の方の朝夕の見舞を闕べからず嬢の方の勤べき業を怠べからず若し嬢の命あらば慎行ひて背べからず萬のこと舅姑に問ふて其教に任べし嬢若し我を憎誹りたまふとも怒恨ること勿れ孝を盡して誠を以て仕ふれば後は必ず中好なるものなり

女子は我家に養育せらるゝ間こそ父母に孝行を盡す可きなれども他家に縁付きては我實の父母よりも夫の父母たる舅姑の方を親愛し尊敬して専ら孝行す可し假初にも實父母を重んじて舅姑を輕んずる勿れ一切萬事舅姑の云ふがまゝに従ふ可しと云ふ欺く無造作に書並べて教ふれば譯けもなきやうなれども是れが人間の天性に於て出来ることか出来ぬことか人間普通の常識常情に於て行はれることか行はれぬことか篤と勘考す可き所なり實際に出来ぬことを勧め行はれぬ

ことを強ふるは元々無理なる注文にして其の無理は遂に人をして偽を行はしむ
 るに至る可し女子結婚の後には實の父母よりも舅姑の方を親愛す可しと云ふと雖
 も舅姑とは夫の父母にこそあれ我父母に非ず父母に非ざる者を父母の如くする
 のみか父母に對するよりも更に情を深くしてこれを親愛せよとは天性に叶はぬ
 ことならずや例へば年若き婦人が出産のとき其枕邊の萬事を差圖し周旋し看護
 するに實の母と姑と孰れが産婦の爲めに安心なるや姑必ずしも薄情ならず其安
 産を祈るは實母と同様なれども此處が骨肉微妙の天然にして何分にも實母に非
 ざれば産婦の心を安んずるに足らずまた老人が長々病氣のとき其看病に實の子
 女と養子嫁と孰れかと云へば骨肉の實子に勝る者はなかる可し即ち親子の眞面
 目を現す所にして其間に心置なく遠慮なきが故なり其遠慮なきは即ち親愛の情
 の濃なるが故なり其愛情は不言の間に存して天下の親子皆然らざるはなし啻に
 出産老病の一事のみならず人間の子にして父母を親しみ父母を慕ひ父母にして
 子を愛し子を親しむは天性の約束なるに女子が他家に嫁したればとて實の父母
 を第二にして専ら舅姑の方を親愛し尊敬して孝行せよとは畢竟出來ぬ事を強ふ

るものと云ふ可し或は尊み敬へと教ふれば舅姑は固より尊屬目上の人なり嫁の
 身として此教に従ふ可きは當然なれども扱親しみ愛しむの一段に至りては舅姑
 を先にして父母を後にせんとするも子たる者の至情に於て叶はぬことならずや
 論より證據、世界古今に其例なきを如何せん若し萬一も例外の事實ありとすれば
 自から之に伴ふ例外の原因なきを得ず人に教ふるに常情以外の難きを以てす教
 育家の事に非ざるなり元來尊敬は外にして親愛は内なり内に親愛の至情なきも
 外面に尊敬の禮を表するとは易きが故に舅姑に對して朝夕の見舞を闕く可から
 ずと教ふれば教の如く見舞ふとも易し勤む可き業を怠る可からずと云へば勤る
 ことも易し嫁の役目と思へば勉強すべきなれども其教訓いよ／＼嚴重にして之
 を守ることいよ／＼窮窟なる其割合に内實親愛の情はいよ／＼冷却して内寒外
 温遂に水臭き間柄となるは自然の勢にして畢竟するに舅姑と嫁と親子にも非ざ
 る者を親子の如くならしめんとして失敗するものと云ふの外なし世間に其例甚
 だ多し此邊より見れば女大學は人に無理を責めて却て人をして偽を行はしめ虚
 飾虚禮以て家族團樂の實を破るものと云ふも不可なきが如し我輩の所見を以て

すれば家内の交には一切人爲の虚を構へずして天然の眞に從はんことを欲するものなり嫁の身を以て見れば舅姑は夫の父母にして自分の父母に非ざるが故に即ち其ありのまゝに任せ之を家の長老尊屬として丁寧に事ふるは固より當然なれども實父母同様に親愛の情ある可からざるは是亦當然のこととして初より相互に餘計の事を求めず自然の成行に從て圓滑を謀ること一家の幸福なれ世間に男女結婚の後兩親に分れて別居する者あり頗る人情に通じたる處置と云ふ可し其兩親に遠ざかるは即ち之に離れざるの法にして我輩の飽くまでも賛成する所なれども或は家の貧富その他の事情に由て別居すること能はざる場合もある可きなれば假令同居しても老少兩夫婦の間は相互に干渉することなく其自由に任せ其天然に從て双方共に苦勞を去ること人間居家の極意なる可し

一 婦人は別に主君なし夫を主人と思ひ敬ひ慎みて事べし輕しめ侮べからず惣じて婦人の道は人に從ふに有り夫に對するに顔色言葉遣ひ慇懃に謙り和順なるべし不忍に

して不順なるべからず奢て無禮なるべからず是れ女子第一の勤也夫の教訓有らば其仰を叛べからず疑敷ことは夫に問ふて其下知に隨ふべし夫問事あらば正しく答べし其返答疎なるは無禮也夫若し腹立怒時は恐れて順べし怒り諍ひて其心に逆ふべからず女は夫を以て天とす返々も夫に逆ひて天の罰を受べからず

婦人に主君なしと云ふ此主君とは抑も何者なるや記者は封建時代の人にして何事に就ても都て其時代の有様を見て立論することなれば君臣主従は即ち藩主と士族との關係にして其士族たる男子には藩の公務あれども妻女は唯家の内に居るが故に婦人に主君なしと放言したることならんか若しも然るときは百姓町人は男子にても藩務に關係なければ男女共に主君なしと云はざるを得ず左りとは不都合なる可し或は百姓が年貢を納め町人が税を拂ふは即ち國君國主の爲めにするものなれば自から主君ありと云はんか然らば則ち其年貢の米なり税金なり

百姓町人の男女共に働きたるものなれば此公用を勤めたる婦人は家來に非ず領民に非ずと云ふも不都合ならん詰る所婦人に主君なしとの立言は封建流儀より割出して無替なりと云ふの外なし此邊は枝葉の議論として姑く擱き扱婦人が夫に對して之を輕しめ侮る可からずとは至極の事にして婦人の守る可き所なれども今の男女の間柄に於て弊害の甚しきものを矯正せんとならば我輩は寧ろ此教訓を借用して逆に夫の方を警めんと欲する者なり顔色言語の慇懃にして和順なるは特に男子の方に向てこそ望ましけれ元來婦人の性質は穎敏にして物に感ずること男子よりも甚しきの常なれば夫たる者の無禮無作法粗野暴言やゝもすれば人を驚かして家庭の調和を破ること多し之を慎しむは男子第一の務なる可し又夫の教訓あらば其命に背く可からず疑はしきことは夫に問ふて其下知に從ふ可し夫若し怒るときは恐れて之に從ひ諍ふて其心に逆ふ可からずと云ふ夫の智徳圓滿にして教訓することならば固より之に從ひ疑はしき事も質問す可きなれども是等は元來人物の如何に由る可し單に夫なればとて譯も分らぬ無法の事を下知せられて之に盲從するは妻たる者の道に非ず况して其夫が立腹癩癪などを

起して亂暴するときに於てをや妻も一處に怒りて争ふは宜しからず一時發作の病と視做し一時これを慰めて後に大に戒しむるは止むを得ざる處置なれども其立腹の理非をも問はず唯恐れて順へとは婦人は唯是れ男子の奴隸たるに過ぎず感服す可からざるのみか末段に女は夫を以て天とす云々に至りては殆ど評論の言葉もある可からず妻が夫を天とすれば夫は妻を以て神とす可し夫に逆ひて天罰を受く可からずと云へば妻を虐待して神罰を被る勿れと我輩は云はんと欲する者なり

一 兄公女公は夫の兄弟なれば敬ふ可し夫の親類に諂ら
れ憎るれば舅姑の心に背て我身の爲には宜からず睦敷す
れば婢の心にも協ふ又婬を親み睦敷すべし殊更夫の兄嫂
は厚敬ふべし我昆姉と同じくすべし

兄公女公に敬禮を盡して舅姑の感情を傷はず婬と睦しくして夫の兄嫂に厚くす
るは家族親類に交はるの義務にして左もある可きことなれども夫の兄と嫂とは

元來骨肉の縁なきものなるに之を自分の實の昆姉同様^{あにねどうよう}にせよとは請取り難し一通り中好くして睦しく奇麗に附合ふは宜し我輩も勉めて勸告する所なれども眞實親愛の情に至て彼と此と果して同様なるを得べきや否や我輩は人間の天性に訴へて叶はぬこと、斷言するものなり

一 嫉妬の心努々發すべからず男姪亂なれば諫べし怒怨べからず妬甚しければ其氣色言葉も恐敷冷して却て夫に疎れ見限らるゝ物なり若し夫不義過あらば我色を和らげ聲を雅にして諫べし諫を聽ずして怒らば先づ暫く止めて後に夫の心和きたる時又諫べし必ず氣色を暴し聲をいららげて夫に逆ひ叛ことなかれ

此一章は専ら嫉妬心を警しむるの趣意なれば我輩は先づ其嫉妬なる文字の字義を明にせんに凡そ他人の爲す所にして我身の利害に關係なきことを羨み怨み憎らしく思ひ甚しきは根もなきことに立腹して他の不幸を祈り他を害せんとす之

を嫉妬と云ふ例へば隣家は頻りに繁昌して財産も豊なるに我家は貧乏の上に不仕合のみ打續く羨ましきことなり憎らしきことなり隣翁が何々の方角に土藏を建て、鬼瓦を上げたるは我家を睨み倒さんとするの意なり彼の土藏が火事に焼けたらば面白からん否な人の見ぬ間に火を附けて呉れんなど世にもあらぬことを思ふて獨り煩悶するが如き嫉妬の甚しきものにして斯る嫉妬心は努々發す可からず我輩の堅く警しむる所なれども本文に云ふ嫉妬の心云々とは果して此種の嫉妬なるや否や篤と吟味す可き所のものなり書中男姪亂ならば諫む可しとあり左れば夫の姪亂不品行は實證既に明白にして此事果して妻たる者の身に關係なくして隣の富家翁が財産を蓄へ土藏を建築したるの類に比較す可きや否や隣家の貧富は我家の利害に關係なしと雖も夫の姪亂不品行は直接に妻の權利を害するものにして固より同日の論に非ず抑も一夫一婦家に居て偕老同穴は結婚の契約なるに其夫婦の一方が契約を無視し敢て姪亂不品行を恣にし他の一方を疎外するが如きは即ち之を虐待し之を侮辱することにして破約加害の大なるものなれば被害者たる婦人が正々堂々の議論以て其罪を責むるは契約の權利を護

るの法にして固より嫉妬の痴情に驅らるゝものに非ず但し其これを議論するに聲色を温雅にするは上流社會の態度に於て自然に然る可し我輩に於ても固より其野鄙粗暴を好まず女性の當然なりと雖も實際不品行の罪は一毫も恕す可からず一毫も用捨す可からず之が爲めに男子の怒ることあるも恐るゝに足らず心を金石の如くにして争ふこそ婦人の本分なれ女大學記者は是等の正論を目して嫉妬と云ふか我輩は之を婦人の正當防禦と認め其氣力の慥ならんことを勸告する者なり記者は前節婦人七去の條に姪亂なれば去ると記し婦人が不品行を犯せば其罪直に放逐と宣告しながら今こゝには打て替り男子が同一様の罪を犯すときは婦人は之を怒りもせず怨みもせず氣色言葉を雅にして却て其犯罪者に見限られぬやうに注意せよと云ふ其偏頗不公平唯驚くに堪へたり畢竟記者は婚姻契約の重を知らず隨て婦人の權利を知らず恰も之を男子手中の物として要は唯服従の一事なるが故に其服従の極男子の姪亂獸行をも輕々に看過せしめんとして苟も婦人の權利を主張せんとするものあれば忽ち嫉妬の二字を持出して之を威嚇し之を制止せんとす之を喩へば青天白日人に物を盜まれて證據既に充分なるに

盜賊を捕へて詮議せんとすれば即ち貪慾の二字を持出し貪慾の心は努々發す可からず物を盜む人あらば言語を雅にして之を止む可し怒り怨む可からず尙ほ其盜人が物を返さずして怒ることあらば暫く中止して復後にす可しと教ふるが如し婦人の權利を無視して其人を蔑如するも甚しと云ふ可し或は婦人が漫に男子の舉動を疑ひ根もなき事に立腹して平地に波を起すが如き輕卒もあらんか是れぞ所謂嫉妬心なれども今の男子社會の有様は辛苦して其微を窺ふに及ばず公然の秘密と云ふよりも寧ろ公然の公として醜體を露す者こそ多けれ家に遺傳の資産ある者又高運にして新に家を成したる者政府の官吏會社の役人學者も醫者も寺の和尚も衣食既に足りて其以上に何等の所望と尋ぬれば至急の急は則ち性慾を恣にするの一事にして其方法に陰あり陽あり幽微なるあり顯明なるあり所謂浮氣者は人目も憚らずして遊廓に狂ひ藝妓に戯れ醜體百出人面獸行曾て愧るを知らずして平氣なる者あり是れより以上醜行の稍や念入にして陰氣なるは召使又は側室など稱し自家の内に妾を飼ふて厚かましくも妻と雜居せしむるか又は別宅を設けて之を養ひ一夫數妾得々自から居る者あり正しく五母鶏二母姦の實

を演ずるものにして之を評して獸行と云ふより他に穩當の語はなかる可し鶏と
 録は眞實鳥獸なるが故に五母二母孰れか妻にして孰れか妾なるや其區別もなく
 又その間に嫉妬心も見えず權利論も起らざるが如くなれども萬物の靈たる人間
 は則ち然らず人倫の大本として夫婦婚姻を契約したる其婦人が配偶者の狂亂破
 約を見て不平なからんと欲するも得べからず其不平の意を明にして破約者の非
 を改めしむるは婦人の權利なり漫に嫉妬なる文字を濫用して巧に之を説き又し
 ても例の婦人の嫉妬など唱へて以て世間を瞞着せんとするも人生の權利は到底
 無視す可からざるものなり
 然るに男尊女卑の習慣は其由來久しく習慣漸く人の性を成して今日の婦人中動
 もすれば自から其權利を忘れて自から屈辱を甘んじ自から屈辱を忍んで終に自
 から苦しむ者多し唯憐む可きのみ其然る所以は何ぞや幼少の時より家庭の教訓
 に教へられ又世間一般の習慣に壓制せられて次第に萎縮し男子の品行を咎む
 るは嫉妬なり嫉妬は婦人の慎しむべき惡徳なり之を口に發し色に現すも耻辱な
 りと信じ却て他の狂亂を許して次第に増長せしむるが故なり畢竟するに婦人が

婚姻の契約を等閑に附し去り却て自から其權利を棄て、自から鬱憂の淵に沈み
 習慣の苦界に苦しむものと云ふ可し啻に自身の不利のみならず男子の醜行より
 生ずる直接間接の影響は延て子孫の不幸を醸し一家滅亡の禍根にこそあれば家
 の主婦たる責任ある者は自身の爲め自家の爲め飽くまでも權利を主張して配偶
 者の亂暴狼藉を制止せざる可からず吾々の勸告する所なり
 人或は云はん右に論ずる所道理は則ち道理なれども一方より見れば今日女權の
 擴張は恰も社會の秩序を紊亂するものにして遂に賛成するを得ずとて躊躇する
 者もあらんかなれども凡そ時弊を矯正するには社會に多少の波瀾なきを得ず其
 波瀾を掛念とならば黙して弊事の中に安んずるの外なし近くは三十年前の王政
 維新は徳川政府の門閥壓制を厭ふて其惡弊を矯めんとし天下に大波瀾を起して
 其結果遂に目出度く新日本を見たることなり當時若し社會の秩序云々に躊躇し
 たらんには吾々日本國民は今日尙ほ門閥の下に匍匐することならん左れば今婦
 人をして婦人に至當なる權利を主張せしめ以て男女對等の秩序を成すは舊幕府
 の門閥制度を廢して立憲政體の明治政府を作りたるが如し政治に於て此大事を

斷行しながら人事には斷行す可からざるか、我輩は其理由を見るに苦しむものなり。況して其人事に就ては既に法典を發行して男女婚姻等の秩序は親族篇にも明文あり唯この上は女子社會の奮發勉強と文明學士の應援とを以て反正の道に進む可きのみ事は新發明新工夫に非ず成功の時機正に熟するものなり。

一 言語を慎みて多すべからず假にも人を誹り偽を云べ

からず人の謗を聞ことあらば心に納て人に傳へ語べから

ず譏を言傳ふるより親類とも間惡敷なり家の内治らず

言語を慎みて多くす可からずとは寡黙を守れとの意味ならん。諺に言葉多きは科少なしと云ひ西洋にも空樽を叩けば聲高しとの語あり愚者の多言固より厭ふ可し。況して婦人は靜にして奥ゆかしきこそ頼母しけれ所謂おてんばは我輩の最も賤しむ所なれども唯一概に寡黙を守れとのみ教ふるときは自から亦弊害なきに非ず婦人の既に年頃に達したる者が人に接して用談は扱置き寒暖の挨拶さへ分明ならずして低聲グツ／＼人を困却せしむるは珍らしからず殊に病氣の時など

醫師に對して自から自身の容體を述ぶるの法を知らず其尋問に答ふるにも羞づるが如く恐るゝが如くにして病症發作の前後を錯雜し寒温痛痒の輕重を明言する能はずして無益に診察の時を費すのみか其醫師は遂に要領を得ずして處方に當惑するとありと云ふ言語を慎み寡黙を守ると云ふ其寡黙も次第に之に慣るゝときは人生に必要な辯舌の能力を枯らして實用に差支を生ずるに至る可し我輩とても敢て多辯を好むに非ざれども唯徒に婦人の口を噤して能事終るとは思はず在昔大名の奥に奉公する婦人などが手紙も見事に書き辯舌も爽にして然かも其起居舉動の野鄙ならざりしは人の知る所なり參考の價ある可し左れば今の女子を教ふるに純然たる昔の御殿風を以てす可からざるは言ふまでもなきとなれども幼少の時より國字の手習文章手紙の誓古は勿論其外一切の教育法を文明日進の方針に仕向けて物理地理歴史等の大概を學び又家の事情の許す限りは外國の語學をも勉強して一通りは内外の時勢に通じ學者の談話を聞ても其意味を解し自から談話しても其意味の深淺は兎も角も辯ずる所の首尾全うして他人の嘲を避ける位の心掛けは婦人の身になくて叶はぬ事なり然るに此女大學の全編曾て

一語も女子智育の要に論及したることなきは遺憾と云ふ可し扱又本章中、人を誹り偽を言ふ可からず人の謗を傳へ語る可からず云々は固より當然のことにして特に婦人に限らず男子に向ても警しむ可き所のものなれば評論を略す

一 女は常に心遣ひして其身を堅く謹護べし朝早く起き夜は遅く寝ね晝は寝ずして家の内のことに心を用ひ織績緝怠べからず又茶酒杯多く飲べからず歌舞伎小唄淨瑠璃杯の淫たることを見聽べからず宮寺杯都て人の多く集る所へ四十歳より内は餘り行べからず

婦人が内を治めて家事に心を用ひ織績緝怠る可からずとは至極の教訓にして如何にも婦人に至當の務なり西洋の婦人には動もすれば衣服裁縫の法を知らざる者多し此點に於ては我輩は日本婦人の習慣をこそ貴ぶ者なれば世は何ほど開明に進むも家は何ほど財産に富むも糸針の一事は婦人の爲めに必要又高尚なる技藝として努々怠る可からず又茶酒など多く飲む可からずと云ふ茶も過度に飲めば衛

生に害あり况んや酒量を過すに於てをや男女共に慎しむ可きとなり是れも本文の通りにて異議なければども歌舞伎小唄淨瑠璃を見聽くべからず宮寺等へ行くと遠慮す可しとは如何ん少しく不審なきを得ず抑も苦樂相半するは人生の常にして茲に苦勞あれば又隨て歡樂あり苦樂平均して能く勉め能く樂しみ以て人生を成すの道理は記者も許す所ならん然らば則ち夫婦家に居るは其苦樂を共にするの契約なるが故に一家貧にして衣食住も不如意なれば固より歌舞伎音曲などの沙汰に及ぶ可からず夫婦辛苦して生計にのみ勉む可きなれども其勉強の結果として多少の産を成したらんには平生の苦勞鬱散の爲めに夫婦子供相伴うて物見遊山も妨なきとならん是亦記者に於て許さざるを得ず即ち能く勉め能く樂しむとは此事なり然るに本文の意を案ずるに歌舞伎云々以下は家の貧富などに論なく唯婦人たる者は芝居見物相成らず鳴物を聴くと相成らず年四十になるまでは宮寺の參詣も差控へよとて厳しく婦人に禁むながら暗に男子の方へは自由を興へたるものゝ如し左れば人生の苦樂相半し其歡樂の一方は男子の專有にして女子には生涯苦勞の一方のみを負擔せしめんとするか無理無法も亦甚だし

と云ふ可し左なきだに凡俗社會の實際を見れば婦人は内を治め男子は外を勉むると云ふ其内外の趣意を濫用して男子の戸外に奔走するは實業經營社會交際の爲めのみに非ず其經營交際を名にして酒を飲み花柳に戯るゝ者こそ多けれ朝野の貴顯紳士と稱する俗輩が何々の集會宴會と唱へて相會するは果して實際の議事、眞實の交際の爲めに必要なるや否や十中の八九は事を議するが爲めに會するに非ず議事の名を利用して集るものなり交際の爲めに飲むに非ずして飲む爲めに交はるものなり其飲食遊戯の時間は男子が内を外にするの時間にして即ち醜體百戯、藝妓と共に歌舞伎をも見物し小歌淨瑠璃をも聴き、醉餘或は花を弄ぶなど淫れに淫れながら内の婦人は必ず女大學の範圍中に整伏して獨り靜に留守を守らんと敢て自から安心してます。佳境に入るの時間なり左れば記者が特に婦人を警しめて淫れたる事を見聴きす可からずと禁じたる其の教訓は男子をして無遠慮に淫るゝの自由を得せしめたるに過ぎず、此れを内に幽閉せんとし、て彼れを外に奔逸せしむ、一家の害惡を止むるに非ずして却てこれを教唆するものなり然かのみならず不品行にして狡猾なる奴輩は己が獸行を勝手にせんとし

て流石に内君の不平を憚り乃ち策を案じて頻りに其歡心を買ひ其機嫌を取らんとし衣裳萬端その望に任せて之を得せしめ芝居見物温泉旅行春風秋月四時の行樂一として意の如くならざるものなければ俗に云ふ御心善の内君は身の安樂を喜び世間の費澤附合に浮かれて内を外にし家内の取締は扱置き子供の教育さへ餘處にすると同時に夫の不義不品行をも餘處に見て恰も平氣なる者なきに非ず正に是れ好色男子得意の處にして甚しきは妻妾一家に同居し假令ひ表面の虚偽にても其妻が妾を親しみ愛して妻も子を産み妾も子を産み双方の中至極睦じなど云ふ奇談あり禽獸界の奇いよ、奇なりと云ふ可し本年春の頃或る米國の貴婦人が我國に來遊して日本の習俗を見聞する中に妻妾同居云々の談を聞て初程は大に疑ひしが遂に事實の實を知り得て乃ち云く自分は既に證明を得たれども扱歸國の上これを婦人社會の朋友に語るも容易に信ずる者なく却て自分を目し虚偽を傳ふる者なりとして爾餘の報告までも概して信を失ふに至る可し日本婦人は實に此世に生きて生甲斐なき者なり氣の毒なる者なり憐む可き者なり吾々米國婦人は片時も斯る境遇に安んずるを得ず死を決しても争はざるを得

ず否な日米國を殊にするも女性は則ち同胞姉妹なり吾々は日本姉妹の爲めに此怪事を打破して悪魔退治の法を謀る可しとて切齒慷慨涙を拂て語りたることあり我輩は右の話を聞いて餘處の事とは思はず新日本の一大汚點を摘發せられて慚愧恰も市朝に鞭たるゝが如し條約改正内地雜居も僅に數箇月の内に在り尙ほ此まゝにして國の體面を維持せんとするか其厚顔唯驚く可きのみ抑も東洋西洋等しく人間世界なるに男女の關係その趣を異にすること斯の如くにして其極日本に於ては青天白日一妻數妾妻同居漸く慣れて妻と妾と親しむと云ふ畢竟するに其親愛が虚偽にもせよ男子が世にもあらぬ獸行を働きながら婦人をして柔和忍辱の此頂上にまで至らしめたるは上古蠻勇時代の遺風殊に女大學の教訓その頂上に達したるの結果に外ならず即ち累世の婦人が自から結婚契約の權利を忘れ假初にも夫の意に逆ふは不順なり其醜行を咎むるは嫉妬なりと信じて一切萬事これを黙々に附し去るのみか當の敵たる加害者の惡事を庇蔭して却て自ら婦人の美德と認むるが如き文明の世に權利の何物たるを辨へざるものと云ふ可し夫妻同居夫が妻を扶養するは當然の義務なるに其妻たる者が僅に美衣美食

の賄を給せられて自身に大切なる本來の權利を放棄せんとす愚に非ずして何ぞや故に夫婦苦樂を共にするの一事は努々等閑にす可からず苦にも樂にも私に之を隠して之を共にせざる者は夫にして夫に非ず妻にして妻に非ず飽くまでも議論して之を争ひ時として是れが爲めに凡俗の耳目を驚かすことあるも憚るに足らざるなり

一 巫覡などの事に迷て神佛を汚し近付猥に祈べからず

一 只人間の勤を能する時は禱らず逆も神佛は守り給ふべし

巫覡などの事に迷ひて神佛を汚し猥に祈る可からずとは我輩も同感なり凡そ是等の迷は不學無術より起ることなれば今日男子と女子と比較し孰れか之に迷ふ者多きやと尋ねて果して女子に多しとならば即ち女子に教育少なきが故なり故に我輩は單に彼等の迷信を咎めずして其由て來る所の原因を除く爲めに文明の教育を勸むるものなり

一 人の妻と成ては其家を能く保べし妻の行ひ惡敷放埒

なれば家を破る萬事儉にして費を作べからず衣服飲食杯も身の分限に隨ひ用ひて奢こと勿れ

人の妻たる者が能く家を保ち萬事儉にして費を作す可からず衣服飲食なども身の分限に隨て奢ると勿れと云ふ、人生家に居るの法にして甚だ宜し大に賛成する所なれども我輩は今一步を進め婦人をして經濟會計の主義技術を知らしめんとを祈る者なり一家の經濟は擧げて夫の自由自在に任せて妻は何事をも知らず唯夫より授けられたる金を請取り之を日々の用度に費すのみにして其金は自家の金か借用したる金か、借用ならば如何やうにして誰れに借りたるや返済の法は如何やうにするなど其邊は一切夢中にして夫妻同居家の一半を支配する主婦の身に於てありながら自分の家の貧富さへ知らざる者あり謂れなき事なり日本の女子に權力なしと云ふ其原因は様々なれども女子が家に在るとき父母の教その宜しきを得ず文字遊藝などは稽古させても經濟の事ば教へもせず言ひ聞かせもせず、態と知らせぬやうに育てたる其報は女子をして家の經濟に迂濶ならしめ生涯夢中の不幸に陥れたるものと云ふ可し左れば今日人事繁多の世の中に一家を保

たんとするには假令ひ直に家業經營の衝に當らざるも其營業渡世法の大體を心得て家計の方針を明にし其真面目を知るは家の貧富貴賤を問はず婦人の身に必要の事なりと知る可し是れが爲めには娘の時より讀み書き双露盤の誓古は勿論經濟法の大略を學び法律なども一通り人の話を聞いて合點する位の嗜みはなくては叶はず遊藝和文三十一文字などの勉強を以て女子唯一の教育と思ふは大なる間違ひなる可し余曾て云へることあり男子の心は元祿武士の如くして其藝能は小吏の如くなる可しと今この語法に従ひ女子に向て所望すれば起居舉動の高尙優美にして多藝なるは御殿女中の如く談笑遊戯の氣輕にして無邪氣なるは小兒の如く常に物理の思想を離れず常に經濟法律の要を忘れず深く之を心に藏めて隨時に活用し一舉一動一言一話活潑と共に野鄙ならずして始めて賢婦人と云ふ可し左れば前に云ふ婦人の心得として經濟法律云々も所謂銀行者辯護士流の筆法を取て直に之を婦人に勸むるに非ず在昔の武家の婦人が九寸五分の懷劍を懷中するに等しく専ら自衛の嗜みなりと知る可し

一 若き時は夫の親類友達下部等の若男には打解けて物

語近付べからず男女の隔を固すべし如何なる用あり共若
男に文など通すべからず

若き時は夫の親類友達等に打解けて語る可からず如何なる必要あるも若き男に文通す可からずとは嫌疑を避けるの意ならんれども婦人の心高尙ならんには形式上の嫌疑は恐るゝに足らず我輩は斯る田舎らしき外面を装ふよりも婦人の思想を高きに導き男女打交りて遊戯談笑自由自在の間にも疑はしき事實の行はれざるを願ふ者なり教育の必要も此邊に在りと知る可し籠の中に鳥を入れ此鳥は高飛せずとて悦ぶ者あるも感服するに足らず我輩は之を飼放しにして無事を樂しまんとする者なり今の世間の實際に女子の不身持にして辱を晒す者なきに非ず毎度聞く所なれども斯く成果てたる其原因は父母たる者又夫たる者が其女子を深く家の中に閉籠め置かざりしが故なりやと云ふに必ずしも然らず元來品行の正邪は本人の性質に由り時の事情に由り教育の方法にも由るとなれども就中これを不正に導くものは家風に在りと斷言して可なり幼少の時より不整頓不始末なる家風の中に眠食し嚴父は唯嚴なるのみにして能く人を叱咤しながら其一

身は則ち醜行紛々甚だしきは同父異母の子女が一家の中に群居して朝夕その一父衆母の言語舉動を傍觀すれば父母の行ふ所子供の目には左までの醜と見えざ娘時代に既に斯の如くにして此娘が他に嫁したる處にて其夫が又もや不身持亂暴狼藉とあれば恰も醜界を出でゝ醜界に入るの姿にして本人の天性不思議に堅固なるものに非ざれば間違ひの生ずるも怪しむに足らず世間に云ふ姦婦とは多くは斯る醜界に出入し他の醜風に揉れたる者にして其姦固より賤しむ可しと雖も之を養成したる由來は家風に在りと云はざるを得ず清淨無垢の家に生れて清淨無垢の父母に育てられ長じて清淨無垢の男子と婚姻したる婦人に不品行を犯したるの事實は先づ以て稀有の沙汰なり左れば一家の妻をして其品行を維持せしめんとするには主人先づ自から其身を正うして家風を美にするに在り籠の鳥の主義は略の最も卑近なるものにして我輩の感服せざる所なり又婦人は年若き男子に文通す可からずと云ふが如き無稽も亦甚し人事忙しき文明世界に文通を禁じられて用を辨ず可きや夫が繁忙なれば之に代りて手紙往復の必要あり殊に其病氣の時など醫師に容體を報じて來診を乞ひ藥を求むるが如き妻たる者の義務

なり然るを如何なる用事あるも文を通はす可からずとは我輩は之を女子の教訓と認めず天下の奇談として一笑に附し去るのみ

一 身の莊も衣裳の染色模様杯も目にたゞぬ様にすべし
身と衣服との穢ずして潔なるはよし勝て清を盡し人の目に立つ程なるは悪し只我身に應じたるを用べし

身の装も衣裳の染色模様なども目に立たぬやうにして唯我身に應じたるを用ふ可しと云ふ質素を主として家の貧富に従ふの意ならん我輩の同意する所なれども衣裳は婦人の最も重んずる所のものなれば唯一概に質素とのみ命令す可からず男子は婦人の心を知らず若き婦人の悦ぶ所は老人の目に分らぬものなり故に大體の趣意を質素と定めて扱實際の染色模様などに至りては本人の意に任せて然る可し田舎地方の婦人などが衣裳に金を費しながら其染色模様の取合せを知らず金の割合に引立たずとて都下の人に笑はるゝと多し是等は都て美術上の意匠に存することなれば萬事質素の教は教として其質素の中にも凡そ婦人たる者は身の装を工風するにも貧富に拘はらず美術の心得大切なりとの一句を加へたきものなり

は身の装を工風するにも貧富に拘はらず美術の心得大切なりとの一句を加へたきものなり

一 我里の親の方に私し夫の方の親類を次にすべからず
正月節旬杯にも先づ夫の方を勤て次に我親の方を勤べし
夫の許さるるには何方へも行くべからず私に人に饋ものすべからず

我さどの親の方に私して夫の方の親類を次にす可からず正月節旬などにも云々是れは前にも申す通り表面の儀式には行はる可きなれども人情の眞面目に非ず又夫の許さるるには何方へも行く可からずとは何事ぞ婦人の外出に付き家事の都合を夫に相談するは當然なれども婦人の身にも戸外の用事あり其用事に差掛りても夫の許を得ざれば外出は叶はずと云ふか、一家の主婦は監獄の囚人に異ならず又私に人に饋ものす可からずと云ふ家事を司ぐる婦人には自から財産使用の權力あり一品一物も随意にす可からずとは取りも直さず内君は家の下婢なりと云

ふに等し都て我輩の反對する所なり

一 女は我親の家をば續ず舅姑の跡を繼ぐ故に我親よりも輝を大切に思ひ孝行を爲べし嫁して後は我親の家にすることも稀成べし増て他の家へは大方は使を遣して音問を爲べし又我親里の能ことを誇て讚語るべからず

女は我親の家をば繼がず舅姑の跡を繼ぐ故云々と是れも前に云ふ通り婚養子したる家の娘は親の家を繼ぐ者なり他家に嫁して舅姑の跡を繼ぐ者あり生れたる家に居据りて父母の跡を繼ぐ者あり其邊に心付かざりしは全く記者の粗漏ならん其粗漏談は姑く擱き我親よりも舅姑を大切に思ひ孝行す可しとは是れは人間の至情に於て出来ぬ事なり無理に強ふれば虚偽と爲る教育家の注意す可き所なり又嫁して後は我親の家に行くことも稀なる可し況して他の家へも大方は自ら行かずして使を以て音問す可しと云ふ是れも先づ以て無用の注意なるが如し女子結婚の後には自から其家事に忙しく殊に子供など産れたる上は外出は自然乙

甲なれども父母を親しみ慕ふは人間の情にして又決して惡しき事にあらざれば家事の都合次第叶ふことならば忘れぬやうに毎々里の家を尋ねて兩親の機嫌を伺ひ共に飲食などして共に樂しむ可し他人に附合ふも此通りにて唯我家を大事に治めて閑暇の時には自から其家を尋ねて往來音問自在なる可し他家に嫁するは入牢にあらざ憚るに足らざるなり又親里の事を誇りて讚め語る可からずとは念入りたる注意なり徒に我身中の美を吹聴するは婦人に限らず誰れも慎しむ可き事なり

一 下部あまた召使ども萬の事自から辛勞を忍て勤ることと女の作法也舅姑の爲に衣を縫ひ食を調へ夫に仕て衣を疊み席を掃き子を育て汚を洗ひ常に家の内に居て猥に外へ出べからず

下女下男を多く召使ふども婦人たる者は萬事自から勤め舅姑の爲めに衣を縫ひ食を調へ夫に仕て衣を疊み席を掃き子を育て汚を洗ひ常に家の内に居て猥

に外に出づ可からずと云ふ婦人多忙なりと云ふ可し果して一人の力に叶ふ事か叶はぬ事か其邊は姑く差置き兎に角に家を治むる婦人の心掛けとしては甚だ宜し身體の許す限り勉強す可きなれども本文中に耳障なるは夫に任へてと云ふ其仕の字なり元來任へるとは君臣主従など云ふ上下の身分を殊にして下等の者が上等の者に接する場合に用ふる文字なり左れば妻が夫に任へるとあれば其夫妻の關係は君臣主従に等しく妻も亦是れ一種色替りの下女なりとの意味を丸出ししたるものゝ如し我輩の斷じて許さざる所なり今の日本の習俗に於て仕官又は商賣等戸外百般の營業は男子の任ずる所にして一家の内事を經營するは妻の職分なり衣服飲食を調へ家の清潔法に注意し又子供を養育する等は都て人生居家の大事之を男子戸外の業務に比して難易輕重の別なし故に此内事の經營を以て妻が夫に任ふるの作法なりと云へば夫が戸外の事に勉むるは妻に任ふるの作法なりと云はざるを得ず男女婚姻して一家に同居し内外を區分しておのゝ其一半を負擔し共に苦樂を與にして心身を勞すると正しく同一様なるに何が故にこれを君臣主従の如くならしめんとするか無替も亦甚しと云ふ可し或は戸外の

業務は内事に比して心勞大なり其成績も亦大なりなど云はんかなれども夫の病に罹りたるとき妻が看病する其心配苦勞は果して大ならざるか妊娠十箇月の苦しみを經て出産の上、夏の日夜、冬の夜、眠食の時をも得ずして子を育てたる其心勞は果して大ならざるか、小兒に寒暑の衣服を着せ無害の食物を與へ言葉を教へ行儀を仕込み怪我もさせぬやうに心を用ひて漸く成人させたる其成績は果して大ならざるか之を要するに夫婦家に居て其功勞に大小輕重の別なきは事實の示す所にして之を争ふ言葉はなかる可し之を政治上に喩へて云はんには妻が内の家事を治むるは内務大臣の如く夫が戸外の經營に當るは外務大臣の如し兩大臣は共に一國の國事經營を負擔する者にして其官名に内外の別こそあれ身分には輕重を見ず然らば即ち女大學の夫に任へ云々の文は内務大臣をして外務大臣に任へしめんとするものに異ならず事實に可笑しからずや一國に行はれざることは一家にも行はれざることゝ知る可し

一 下女を使に心を用べし言甲斐なき下臈は習し悪くて

智惠なく心奸敷物言こと祥なし夫のこと舅姑姨のことな
 ど我心に合ぬ事あれば猥に讒り聞せて夫を却て君の爲と
 思へり婦人若し智無して是を信じては必ず恨出來易し元
 來夫の家は皆他人なれば恨背き恩愛を捨る事易し構て下
 女の詞を信じて大切なる嬖姨の親を薄すべからず若し下
 女勝て多言くて悪敷者なれば早く追出すべし箇様の者は
 必ず親類の中をも言妨て家を亂す基と成物也恐るべし又
 卑者を使ふには氣に合ざる事多し夫を怒罵て止ざれば約
 々しく腹立こと多して家の内靜ならず悪しき事あらば折
 々言教て誤を直べし少の過は忍て怒べからず心の内には
 憐て外には行規を堅く訓て怠らぬ様に使ふべし與惠べき
 事あらば財を惜べからず但し我氣に入りたるとて用にも

立ぬ者に猥に與ふべからず

此一章は下女の取扱法を教へたるものにして第一に彼等の言ふことを輕々しく
 信じて嬖姨の親しみを薄くす可からず其極めて多言なる者は必ず家族親類風波
 の基なれば速に退出す可し都て卑しき者を使ふには我意に叶はぬことも少なか
 らず漫りに立腹することなく能く言教へて使ふ可し與へ惠む可き事あらば財を
 惜しむ可からず但し私に偏して猥りに與ふ可からずと云ふ都て非難の點なし特
 に心の内には憐み外には行儀を固く訓へて使ふ可しの一句は我輩の深く感服す
 る所なり

一 凡婦人の心様の悪き病は和ぎ順ざると怒恨むと人を

謗るとものを妬むと智惠淺きと也此五の疾は十人に七八
 は必ず有り是婦人の男に及ざる所也自ら顧戒めて改去べ
 し中にも智惠の淺き故に五の疾も發る女は陰性也陰は夜
 にて暗し故に女は男に比るに愚にて目前なる然べきこと

をも知らず又人の誹るべき事をも辨へず我夫我子の災と成るべきことをも知らず科もなき人を怨怒り呪詛ひ或は人を妬憎て我身獨立んと思へど人に憎れ疎れて皆我身の仇と成ことをしらず最はかなく淺猿し子を育れども愛に溺れならはせ悪しく愚なる故に何事も我身を謙りて夫に従べし古の法に女子を産ば三日床の下に臥しむるといへり是も男は天にたとへ女は地に象る故に萬のことに付ても夫を先立て我身を後にし我爲せる事に能事ある逆も誇る心なく亦悪事ありて人にいはるゝ逆も争はずして早く過を改め重て人に謂れざる様に我身を慎み又人に侮れども腹立慣ることなく能く堪て物を恐慎べし如斯心得なば夫婦の中自ら和ぎ行末永つれ添て家の内穩かなるべし

本文は女大學の末章にして婦人を責むること甚だしく殆ど罵詈譏の毒筆と云ふも不可なきが如し凡そ婦人の心さまの悪しき病は不和不順なる事と怒り恨む事と誘ふ事と妬む事と智恵淺き事となり此五の病は十人に七八は必ずあり婦人の男子に及ばざる處なりと宣告したれども此宣告果して中るや中らざるや遽に信難し言行和ぎて温順なるは婦人の特色にして一般に人の許す所なり事に當りて男子なれば大に怒る可き場合をも婦人は態度を慎しみ温言以て一場の笑に附し去ること多し世間普通の例に男同士の争論喧嘩は珍らしからねど其男子が婦人に對して争ふとは稀なり是れも男子の自から慎しむには非ずして實は婦人の柔和温順何處となく犯す可からざるものあるが故ならん甞に男女の間のみならず男子と男子との争にも婦人の仲裁を以て波瀾を収めたるの例は世人の常に見聞する所ならずや畢竟女性和順の徳に依ることなるに然るに今是等の事實をば打消し不和不順を以て婦人の病と認むるが如き立言の根據既に誤るものと云ふ可し但し記者が此不和不順を始めとして以下憤怒恨誹謗嫉妬等あらん限りの悪事を書並べて婦人固有の敗徳としたるは其婦人が假令ひ之を外面に顯はさ

ざるも心中深き處に何か不平を含み時として之を言行に洩らすことありとて其
 心事微妙の邊を推察したるものならんか若しも然らんに我輩は記者の推察を
 抹殺する者に非ず其推察察し得て妙なりと云はんと欲するものなり元來日本の
 婦人は婚姻の契約を無視せられて夫妻對等の權利を剝奪せられ常に壓制の下に
 匍匐して男子に侮辱せらるゝ者なれば人間の天性として心中不平なからんと欲
 するも得べからず稀に或は其不平を色に現はし言の端に洩らすことあれば誹謗
 なり嫉妬なりと云ふ之を喩へば人を密室に幽囚し火を撮ませ熱湯を吞ませて苦
 し熱しと一聲すれば即ち之を叱して忍耐に乏しき敗徳なりと云ふに異ならず知
 るや知らずや其不平は人を誘ふにも非ず物妬むにも非ず唯是れ婦人自身の權利
 を護らんとするの一心のみ其心中の眞面目をも付度せずして容易に之に附する
 に敗徳の名を以てす無理無法に非ずして何ぞや百千年來蠻勇狼藉の遺風に籠絡
 せられて僅に外面の平穩を装ふと雖も蠻風斷じて永久の道に非ず我輩は其所謂
 女子敗徳の由て來る所の原因を明にして文明男女の注意を促さんと欲する者な
 り又初めに五疾の第五は智慧淺きことなりと記して末文に至り中にも智慧の淺

き故に五の疾も發ると云ふは智慧淺きが故に智慧淺しと云ふに異ならず前後文
 を成さずと雖も文字上の細論は姑く擱き元來婦人の智慧淺しとは何を標準にし
 て深淺を定めたるや男女家に居ておの／＼司どる所を殊にし内外の經營孰れか
 智慧を要すること大なるやと尋ねれば我輩は正に同一様なりと斷言する者なり
 男子が如何に戸外に經營して如何に成功するも内を司どる婦人が暗愚無智なれ
 ば家は常に紊亂して家を成さず幸に其主人が之を彌縫して大破裂に及ばざるこ
 とあるも主人早世などの大不幸に遭ふときは子女の不取締財産の不始末一朝に
 して大家の滅亡を告ぐるの例あるに反し賢婦人が能く内を治めて愚鈍なる主人
 も之に依頼し所謂内助の力を以て戸外の體面を全うするものあるのみならず夫
 死すれば其妻則ち賢母にして子を養育し子を教訓し一切萬事母一人の手を以
 て家を保つ事實は古今世に珍しからず現に今日世上に名ある有爲の紳士賢婦
 人など云ふ輩にして母の手に育てられたる者は少なからざる可し賢婦家を興し
 愚婦家を亡ぼす一家の盛衰に婦人の力を及ぼす其勢力の洪大なるは之を男子に
 比較して秋毫の差なし而して其家を興すは即ち婦人の智徳にして争ふ可からざ

るの事實なるに漫に之を評して無智と云ふ漫評果して漫にして取るに足らざるなり或は婦人が戸外百般の經營に暗きが故に無智なりと云はんか是れは婦人の天稟愚なるが故に暗きに非ず事に關係せざるが故に其事に慣れずして之を知らざるのみ天下の政治經濟の事などは日本の婦人に語りて解する者少なし此一面より見れば愚なるが如くなれども方向を轉じて日常居家の區域に入り婦人の専ら任ずる所に就て濃に之を視察すれば衣服飲食の事を始めとして婢僕の取扱ひ、音信贈答の注意、來客の接待饗應、四時遊樂の趣向尙ほ進んで子女の養育病人の看護等一切の家計内事、その事小なるに似て實は大なり之に處するに智恵を要するは無論、その緻密微妙の邊に至りては口以て言ふ可からず筆以て記す可からず全く婦人の方寸に存することにして男子の想像にも叶はず眞似も出來ぬことなり是等の點より見れば男子は愚なり智恵淺きものなりと云はざるを得ずされば男女の智恵は事柄に由て異なり場所に由て異なり即ち家の内事と戸外の事と其働く處に隨て趣を異にするのみのことなれば苟も其人を教へて事に慣れしむるときは天性の許す限り男子にして女子の事を執る可く女子にして男子の業を成す

可し其例證明白にして争ふ可からず古來勇婦の奇談は特別の事とするも女中に文壇の秀才多きは我國史の示す所にして西洋諸國に於ては特に其教育を重んじ女子にして物理文學、經濟學等の専門を修めて自から大家の名を成すのみならず女子の特得は思想の綿密なるに在りて官府の會計吏に採用せらるゝ者あり又學者の説に醫學醫術等には男子よりも女子を適當なりとして女醫教育の必要を唱へ現に今日にても女醫の數は次第に増加すと云ふ何れの方面より見ても婦人の天性を無智なりと明言して之を棄てんとするは女大學記者の一私言と云ふ可きのみ

又女は陰性なり陰は夜にして暗し故に女は男に比ぶるに愚にて云々と説始め、おらん限りの惡徳を並べ立て、其原因は陰性なるが故なりと例の陰陽説より割出したるこそ可笑しけれ實に取處もなき愚論にして痴人夢を語るとは此事ならん抑も陰陽とは何物なるや何事なるや漢學流の言に従へば南が陽なれば北を陰と云ひ冬が陰なれば春を陽と云ひ天は陽地は陰日は陽月は陰など云ふが如く往古蒙昧の世に無智無學の蠻民等が其目に觸れ心に感ずる所を何の根據もなく二様

に區別して之に附するに漠然たる陰陽の名を以てしたるまでのことにして人間の男女も端なく其名籍の中に計へられ男は陽性、女は陰性と勝手次第に鑑定せられたるのみ其趣は西洋の文典書中に實名詞の種類を分けて男性、女性、中性の名あるが如く往古不文時代の遺習にして固より深き意味あるに非ず左れば男子は活潑にして身體強大なるが故に陽の部に入り女子は靜にして小弱なるが故に陰なりなど云ふ理窟もあらんかなれども假りに一説を作り女子の顔の麗くして愛嬌溢るゝ許りなるは春の花の如くなるに反して男子の武骨殺風景なるは秋水枯木に似たり而して春は陽、秋は陰なるが故に女子は陽にして男子は陰なりと云ふも大なる反對はなかる可し其他様々の陰陽説に就き今日吾々が古人と爲りて勝手に自儘に新説を作れば舊説を逆にして陰陽を轉倒すること甚だ易し如何となれば新舊共に根據なければなり斯る無根の空論を土臺にして女は陰性なり陰は夜にして暗し故に女子は愚なりと明言して憚らず我輩は氣の毒ながら失敬ながら記者を評して陰陽迷信の愚論者なりと云はんと欲する者なり既に立論の根本を誤るときは其論及する所に價なきも亦知る可し女は愚にして目前の利害も知らず、

人の己れを講るべきを辨へず我家人の禍となる可き事を知らず漫に無辜の人を恨み怒り云々して其結果却て自身の不利益たるを知らず甚しきは子を育つるの法さへも知らざる程の大愚人、大馬鹿者なるゆゑに結論は夫に従ふべしと云ふ罵詈譏諷至れり盡せり我輩は姑く記者の言ふがまゝに任せて唯その夫たる者の人物如何を問はんと欲するのみ天下の男子は陽性なるが故に陽は晝にして明なり萬事萬端に通じて内外の執務に適し殊に人倫の道に明にして品行最も正しく内君に對して交情最も濃なりと云ふか果して然らんには甘んじて之に従ひ之に謀るべしと雖も今の世間の風潮に於ては其保證頗る疑はし我輩は婦人の爲めに謀り輕々女大學の文に欺かれずして自尊自重靜に自身の權利を護らんことを勧告するものなり

又云く古の法に女子を産めば三日床の下に臥さしむと云へり是れも男は天に比へ女は地に象る云々と是れ亦前節同様の空論にして取るに足らず何が故に男は天の如く高くして女は地の如く低きや男女性を異にするも其間に高低尊卑の差なし若し其差別ありとならば事實を擧げて證明せざる可からず其事實をも云は

ザして古の法に云々を以て立論の根據とす、無稽に非ずして何ぞや古法古言を盲
 信して萬世不易の天道と認め却て造化の原則を知らず時勢の變遷を知らざるは
 古學者流の通弊にこそあれ人智の進歩は盲信を許さざるなり古人が女子を床の
 下に臥さしめて男天女地の差別を示したるは古人の發意にして其意は以て人間
 萬世の法とするに足らず古人も今人も共に社會の人にして古今おのゝ其時勢
 あり我輩は不文なる上世の一例に心酔して今日の事を斷ぜんとする者に非ず畢
 竟するに女大學記者が男尊女卑の主義を張らんとして其根據なきに苦しみ纒に
 古の法なるものを假り來りて天地など云ふ空想を楯にし論法を壯嚴にして以て
 女性を壓倒し無理にもこれを暗處に整伏せしめんとすの窮策に出でたるものと云
 ふ可し既に男尊女卑と定まりたる上は婦人に向て命令すること甚だ易し萬の事
 に就て夫を先立て我身を後にし、我なせることに能き事あるも誇る心なく悪しき
 事ありて人に言はるゝとて争はずして過を改め身を慎しみ、人に侮られても立
 腹することなく憤ることなく唯恐れ謹しむ可しと云ふ所謂柔和忍辱の意にして
 人間の美德なる可しと雖も我輩の所見を以てすれば夫婦家に居て其身分に偏輕

偏重を許さず婦人に向て命ずる所は男子に向ても命ず可し故に前文を其まゝに
 して之を夫の方に差向け萬事妻を先にして自分を後にし己れに手柄あるも之に
 誇らず、失策して妻に咎めらるゝとも之を争はず速に過を改めて一身を慎しみ或
 は妻に侮られても憤怒せずして唯恐縮謹愼す可し云々と双方に向て同一様の教
 訓を與へ双方共に斯の如く心得なば夫婦の中自から和らぎ行末永く連そひて家
 の内穩なるは我輩の敢て保證する所にして努々疑ある可からずと雖も記者の見
 る所果して如何果して以上の相對説を許すや否や我輩の聞かんと欲する所なり
 若しも然らずして單に婦人の一方のみを警しめながら一方の男子には手を着け
 ザ恰も之を飼放にして自儘勝手を許すときは柔和忍辱の教美なりと云ふも唯是
 れ奴隸の心得と云ふ可きのみ夫婦の關係は君臣に非ず主従に非ず況して其一方
 を奴隸視するに於てをや我輩の斷じて反對する所のものなり

右の條々稚時能く訓べし又書付て折々讀しめ忘ることな
 からしめよ今の代の人女子に衣服道具杯多く與へて婚姻

せしむるよりも此條々を能く教ふること一生身を保つ寶なるべし古語に人能く百萬錢を出して女子を嫁せしむることを知て十萬錢を出して子を教ふることを知らずといへり誠なる哉女子の親たる人此理を知らずんば有べからず

女大學終

最終に右の條々種々時より能く訓ふ可し云々今の代の人女子に衣服道具など多く與へて婚姻せしむるよりも此條々を云々古語に人よく百萬錢を出して女子を嫁せしむる事を知て十萬錢を出して子を教ふることを知らずといへり誠なるかな女子の親たる人この理を知らずんばある可からずと以上十箇條の結論論じ去て深切なりと云ふ可し我輩固より記者の誠意を非難するには非ざれども女大學の著述以後二百餘年の今日に於て人智の進歩時勢の變遷を視察し既往の事實に徴して將來の幸福を求めんとするときは如何にしても古人の説に服従するを得ず敢て反對を試みる所以なり抑も在昔封建門閥の時代に政治を始めとして人

間萬事壓制を以て組織したる世の中には男女の關係も自から一般の風潮に従ひ男子は君主の如く女子は臣下の如くにして其尊卑を殊にすると同時に君主たる男子は貴賤貧富身分の區別こそあれ其婦人に接するの法は恰も時の將軍大名を學んで傍若無人これを冷遇し之を無視するのみか甚しきは敢て姪亂を恣にして配偶者を虐待侮辱するも世間に之を咎むる者なく却て其虐待侮辱の下に伏従する者を見て賢婦貞女と稱し滔々たる流風上下を靡かして嫉妬は婦人の敗徳なりと教ふれば下流社會も之を聞習ひ燒餅は女の耻など唱へて敢て自から結婚契約の權利を放棄して自から苦鬱の淵に沈むのみならず男子の狂亂以て子孫の禍源たるを餘處に見て却て自から之を知らざるこそ奇怪なれ唯驚く可きに似たれども社會壓制の久しき國民一般の習慣を成して一般の性と爲り政治上に於て君々たらざるも臣々たらざるを得ずと云ふに等しく婦人の道は柔和忍辱盲従に在り夫々たらざるも妻々たらざるを得ずとて専ら其一方の教に力を籠めて自から封建社會の秩序に適合せしめ又間接に其秩序を幫助せしめたるが如き一種特別な時勢の中に居て立案執筆したる女大學なれば其所論今日より見ればこそ奇怪

なれども當年に在ては決して怪しむに足らず弓矢鎗劍今の軍器としては無用の長物唯一種の玩具なれども昔年は一本の鎗を以て三軍の成敗を決したることあり昔は利器たり今は玩具たり今昔の相違これを名けて人智の進歩時勢の變遷と云ふ學者の注意す可き所のものなり左れば我輩は女大學を見て女子敎訓の弓矢鎗劍論と認め今日に於て毫も重きを置かずと雖も論旨の是非は攔き記者が女子を敎ふるの必要を説く其熱心に至りては唯感服の外なし依て今我輩の腹案女子敎育説の大意を左に記し之を新女大學と題して地下に記者に質さんとす記者先生に於ても二百年來の變遷を見て或は首肯せらるゝことある可し

女
大
學
評
論
終

新
女
大
學

新 女 大 學

福 澤 諭 吉 著

一 夫れ女子は男子に等しく生れて父母に養育せらるゝの約
束なれば其成長に至るまで兩親の責任輕からずと知る可し多
産又は病身の母なれば乳母を雇ふも母體衛生の爲めに止むを
得ざれども成る可くば實母の乳を以て養ふ可し母體平生の健
康大切なる所以なり小兒は牛乳を以て養ふべしと云ひ、財産家
は乳母を雇ふこと易しとて母に乳あるも態と之を授けずして
恰も我子の生立を傍觀する者なきにあらず大なる心得違にし
て自然の理に背く者と云ふ可し
一 婦人の妊娠出産は勿論出産後小兒に乳を授け衣服を着せ

寒暑晝夜の注意心配他人の知らぬ所に苦勞多く身體も爲めに瘠せ衰ふる程の次第なれば父たる者は其苦勞を分ち假令戸外の業務あるも事情の許す限りは時を偷んで小兒の養育に助力し暫くにしても妻を休息せしむ可し世間或は人目を憚りて態と妻を顧みず又或は内實これを顧みても表面に疎外の風を装ふ者ありたわいもなき舉動なり夫が妻の辛苦を餘處に見て安閑たるこそ人倫の罪にして耻づ可きのみならず其表面を装ふが如きは勇氣なき痴漢と云ふ可し

一 女子少しく成長すれば男子に等しく體育を專一とし怪我せぬ限りは荒き事をも許して遊戯せしむ可し娘の子なるゆゑにとて自宅に居ても衣裳に心を用ひ衣裳の美なるが故に其破れ汚れんことを恐れ自然に運動を節して自然に身體の發育を

妨ぐるの弊あり大なる心得違なり小兒遊戯の年齢には粗衣粗服破れても汚れても苦しからぬものを着せて唯活潑の運動を祈る可し又食物も氣を付けて無害なる滋養品を與ふるは云ふまでもなきことながら食物一方に依頼して子供を育てんとするは是亦心得違なり如何に食物を良くするも其食物に相應する丈けの體動なくしては食物こそ却て發育の害なれ田舎の小民の子が粗食大食勝手次第にして却て健康なる者多し京都大阪邊の富豪家に虚弱なる子あれば之を八瀬大原の民家に託して養育する者ありと云ふ田舎に食物の粗なるは勿論のことなれども田舎の物を食して田舎風に運動遊戯すれば身體に利する所は都會の美食に勝るものあるが故なり左れば小兒を丈夫に養育せんとならば假令巨萬の富あるも先づ其家を八瀬大

原にして之に生理學上の注意を加ふ可きのみ
 一 尙ほ成長すれば文字を教へ針持つ術を習はし次第に進め
 ば手紙の文句、双露盤の一通りを授けて日常の衣服を仕立て家
 計の出納を帳簿に記して勘定の出来るまでは随分易きことに
 非ず父母の心して教ふ可き所なり又臺所の世帯萬端固より女
 子の知る可き事なれば假令ひ下女下男數多召使ふ身分にても
 飯の炊きやうは勿論料理献立鹽噌の始末に至るまでも事細に
 心得置く可し自分親から手を下さざるにもせよ一家の世帯は
 夢中に持てぬものなれば娘の時より之に慣るゝこと大切なり
 と知る可し

一 前條は學問と云ふ可き程のことにあらず貴賤貧富に論な
 く女子教育の通則として扱學問の教育に至りては女子も男子

も相違あることなし第一物理學を土臺にして夫れより諸科專
 門の研究に及ぶ可し之を喩へば日本の食物は米飯を本にし西
 洋諸國はパンを本にして然る後に副食物あるが如く學問の大
 本は物理學なりと心得先づ其大概を合點して後に銘々の好む
 所に從ひ勉む可きを勉む可し極端を論ずれば兵學の外に女子
 に限りて無用の學なしと云ふ可き程の次第なれども其勉學の
 程度に至りては大に注意す可きものあり第一女子は家の内事
 を司どるの務あるが故に學事勉強の暇少なし是れは財産の間
 題にして金さへあれば家事を他人に託して獨り學を勉む可し
 と云ふも女子の身體男子に異なるものありて月に心身の自由
 を妨げらるゝのみならず妊娠出産に引續き小兒の哺乳養育は
 女子の專任にして爲めに時を失ふこと多ければ學問上に男子

と併行す可からざるは自然の約束と云ふも可なり殊に我日本
 國に於ては古來女性の學問教育を等閑に附して既に其習慣を
 成したるとなれば今日遽に之を起して遽に高尚の門に入れん
 とするも言ふ可くして行はる可からざるの所望なれば我輩は
 今後十年二十年の短日月に多きを求めず他年の大成は他年の
 人の責任に遺して今日は今日の急を謀り兎にも角にも今の女
 子をして文明普通の常識を得せしめんと欲する者なり物理生
 理衛生法の初歩より地理歴史等の大略を知るは固より大切な
 るとにして本草なども婦人には面白き嗜みならん殊に我輩が
 日本女子に限りて是非とも其智識を開發せんと欲する所は社
 會上の經濟思想と法律思想と此二者に在り女子に經濟法律と
 は甚だ異なるが如くなれども其思想の皆無なるこそ女子社會

の無力なる原因中の一大原因なれば何は扱置き普通の學識を
 得たる上は同時に經濟法律の大意を知らしむると最も必要な
 る可し之を形容すれば文明女子の懷劍と云ふも可なり
 一 女性は最も優美を貴ぶが故に學問を勉強すればとて男書
 生の如く朴訥なる可からず無遠慮なる可からず不行儀なる可
 からず差出がましく生意氣なる可からず人に交はるに法あり
 事に當りて論ず可きは大に論じて遠慮に及ばずと雖も等しく
 議論するにも其口調に緩急文野の別あれば其邊は格別に注意
 す可き所なり口頭の談論は紙上の文章の如し等しく文を記し
 て同一様の趣意を述ぶるにも其文に優美高尚なるものあり粗
 野過激なるものあり直筆激論時として有力なることなきに非
 ざれども文に巧なる人が婉曲に筆を舞はして却て大に讀者を

感動せしめて或る場合には俗に云ふ眞綿で首を締めるの効を奏することあり男子の文章既に斯の如し況して女子の談論に於てをや假初にも過激粗暴なる可からず其顔色を和げ其口調を緩かにし要は唯條理を明にして丁寧反覆思ふ所を述ぶるに在るのみ即ち女子の品位を維持するの道にして大丈夫も之に接して遜る所なきを得ず世間に所謂女學生徒などが自から淺學寡聞を忘れて差出がましく口を開いて人に笑はるゝが如きは我輩の取らざる所なり

一 既に優美を貴ぶと云へば遊藝は自から女子社會の専有にして音樂は勿論茶の湯插花歌誹諧書畫等の稽古は家計の許す限り等閑にす可からず但し今の世間に女學と云へば専ら古き和文を學び三十一文字の歌を詠じて能事終るとする者なきに

非ず古文古歌固より高尚にして妙味ある可しと雖も之を弄ぶは唯是れ一種の行樂事にして直に取て以て人生居家の實際に利用す可からず之を喩へば音樂茶の湯插花の風流を臺所に試みて無益なるが如し然かのみならず古文古歌の故事は往々浮華に流れて物理の思想に乏しく言葉は優美にして其實は姪風に逸するもの多し例へば世の中に普通なる彼の百人一首の如き夢中に讀んで夢中に聞けばこそ年少女子の爲めに無害なれども若しも一々これを解釋して詳に今日の通俗文に翻譯したらば姪猥不潔聞くに堪へざると俗間の都々に等しきものあるべし唯都々一は三味線に撥を打付けてコリヤサイなど囃立つるが故に野鄙に聞ゆれども三十一文字も三味線に合してコリヤサイの調子に唄へば矢張り野鄙なる可し古歌必ずしも崇

拜するに足らず都々一も然り長唄清元も然り都て是れ坊主の讀むお經の文句を聞くが如く其意味を問はずして其聲を耳にするのみ果して其意味を解釋するも事に益するとなきは實際に明なる所にして例へば和文和歌を講じて頗る巧なりと稱する女學史流が却て身邊の大事を忘却して自身の病に醫を擇ぶの法を知らず老人小兒を看病して其方法を誤り甚しきは手相家相九星八卦等あられもせぬ事に苦勞して禍福を祈るが如き世間に其例少なからざるを見て知る可し畢竟するに無學迷信の罪と云ふの外なし左れば古來世に行はるゝ和文字の事も單に之を美術の一部分として學ぶは妙なりと雖も女子唯一の學問と認めて畢生勉強するが如きは我輩の感服せざる所なり

一 女子の德育には相當の書籍もあるべし父母長者の物語も

ある可しと雖も書籍讀むよりも物語聞くよりも更に手近くして有力なる教は父母の行狀に在り徳教は耳より入らずして目より入るとは我輩の常に唱ふる所にして之を等閑にす可からず父母の品行方正にして其思想高尚なれば自から家風の美を成し子女の徳義は教へずとも自然に美なる可し左れば父母たる者の身を慎しみ家を治むるは獨り自分の利益のみに非ず子孫の爲めに遁る可からざる義務なりと知る可し

一 家の美風その箇條は様々なる中にも最も大切なるは家族團欒相互に隠すことなきの一事なり子女が何かの事に付き母に語れば父にも亦これを語り父の子に告ぐるとは母も之を知り母の話は父も亦知るやうにして非常なる場合の外は一切萬事に秘密なく家内恰も明放しにして親子の間始めて圓滑なる

可し、是れは自分の意なれども父上には語る可からず何々は自分一人の獨斷なり母上には内證などの談は毎度世間に聞く所なれども斯くては事柄の善惡に拘はらず既に骨肉の間に計略を運らすことにして子女養育の道に非ざるなり

一 女子既に成長して家庭又學校の教育も了れば男子と結婚す、結婚は生涯の一大事にして其法、西洋諸國にては當局の男女相見て相擇び互に往來し互に親しみ、いよく決心して然る後父母に告げ其同意を得て婚式を行ふと云ふ然るに日本に於ては趣を異にし男子女子の爲めに配偶者を求むるは父母の責任にして其男女が年頃に達すれば辛苦して之を探索し、長し短し取捨百端、いよく是れならばと父母の間に内決して先づ本人の意向如何を問ひ父母の決したる所に異存なしと答へて事始

めて成るの風なり故に表面より見れば子女の結婚は父母の意に成り本人は唯成を仰ぐのみの如くなれども其實は然らず父母は唯發案者として決議者非ず之を本人に告げて可否を問ひ假初にも不同心とあらば決して強ふるを得ず直に前議を廢して第二者を探索するの例なれば外國人などが日本流の婚姻を見て父母の意に成ると言ふは實際を知らざる者の言として取るに足らず譬へば封建の時代に武家は百姓町人を斬棄てると云ひながら實際に斬棄てたる者なきが如く正式に名を存するのみにして習慣の許さざる所なり但し天地は廣し眞實の父母が錢の爲めに娘を賣る者さへある世の中なれば所謂親の威光を以て娘の嫁入を強ふる者もあらん昔の馬鹿侍が酔狂に路傍の小民を手打にすると同様情知らずの人非人として世に擯

斥せらる可きが故に斯る極端の場合に之を除き全體を概して云へば婚姻法の實際に就き女子に大なる不平はなかる可し一 父母が女子の爲めに配偶者を求むるは至極の便利にして其間に本人の自由を妨ぐるとなきに似たれども今一步を進むれば社會全體に男女交際法の區域を廣くし之を高尙にし之を優美にし所謂和して亂れざるの佳境に進めて自由自在ならしめんこと我輩の常に願ふ所なり斯くなる上は女子が父母に婚姻を勧めらるゝとき自分の見聞廣ければ配偶の可否を答ふるも易く又或は其身躬から意に適したる者を認め得たるときも極内々に父母に語るか又は竊に人を以て言はしむるかして親子共に非常の便利ある可し固より願はしき事なれども如何せん是れは唯今日の希望にして今日の實際に行ふ可からず強ひ

て實行せんとすれば其便利は以て弊害を償ふに足らざることある可し我輩の竊に恐るゝ所なり蓋し男女交際法の尙ほ未熟なる時代には兩性の間に單に肉交あるを知て情交あるを知らず例へば今の浮世男子が藝妓などを弄ぶが如き自から男女の交際とは云ひながら其調子の極めて鄙陋にして醜猥無禮なるは氣品高き情交の區域を去ること遠し假令直接に身を汚さざる者あるも歸する所は肉交の波瀾中に浮沈するものと云はざるを得ず左れば今日兩性の氣品を高尙にして其交際を廣くし隨て結婚の契約をも自由自在ならしめんとするよりは唯社會改良の時節を待つのみ否な徒に其時節到來を待つに非ず天下有志の善男善女が躬踐實行して實例を示し以て其時節を作らんこと我輩の希望し勸告する所なり

一 女子の結婚は男子に等しく他家に嫁するあり實家に居て婿養子するあり或は男女共に實家を離れて新家を興すことあり其事情は如何やうにても既に結婚したる上は夫婦は偕老同穴苦樂相共の契約を守りて假初にも背く可からず女子が生涯娘なれば身は却て安氣なる可きに左りとては相濟まずとて結婚したるこそ苦勞の種を求めたるに似たれども男女家に居るは天然の命ずる所にして其居家の樂しみは以て苦しみを償うて餘りある可し故に結婚は獨身時代の苦樂を倍にするの約束にして快樂も多き代りに苦勞も亦多し夫妻正しく一身同體妻の病氣には夫の身を苦しめ夫の耻辱には妻の心を痛ましめ其感ずる所に些少の相違あることなし世の男女或は此瞻易き道理を知らずして結婚は唯快樂の一方のみと思ひ却て苦勞の之

二 伴ふを忘れて是に於てか男子が老妻を捨て、妾を飼ひ、婦人が家の貧苦を厭ふて夫を置去りにするなどの怪事あり畢竟結婚の契約を重んぜざる人非人よこそあれ慎しむ可き所のものなり

一 女子の結婚就中その他家よ嫁したる結婚の後、その家の舅姑よ事ふるの法如何は古來世論の喋々する所よして又實際に於ても女同士なる姑と嫁との間に衝突の起るは珍らしからず假令ひ或は表面に衝突せざるも内心相互に含む所ありて打解けざるは日本國中の每家殆んど普通と云ふも可なり天下の姑悉皆惡婦にあらず天下の嫁悉皆惡女子にあらざるよ其人柄の良否に論なく其間の概して穩ならざるは畢竟人の罪に非ず勢の然らしむる所、一步を進めて論ずれば世教習慣の然らしむる

所なりと云はざるを得ず其世教も教ふる所を聞けば嫁の舅姑に事ふるは實の父母の如くせよ實の父母よりも更らば厚くして更らば親しみ散へと教ふると同時は舅姑も向ては嫁を愛するること眞實の娘の如くせよと云ふ此事果して實際に行はるれば好都合なれども天然の人情は如何ともす可からず父母に非ざる者を父母とし娘に非ざる者を娘とすることは叶はずして是に於てか相互の交際は萬事も就き心の底より出でずして動もすれば表面の儀式に止まること多し假令ひ或は其一方が眞實打解けて親まんとするも先方の心に何か含む所あるか又は含む所あらんと推察すれば何分にも近づき難きが故に俗に云ふ觸らぬ神も崇なしの趣意も從ひ一通りの會釋挨拶を奇麗にして思ふ所の眞面目をば胸の中に藏め置くより外はせん術も

なし即ち双方の胸に一物あることよしして其一物は固より悪事ならざるのみか眞實の深切誠意誠心の塊よても既に隠すとありては双方共に常に釋然たるを得ず之を彼の骨肉の親子が無遠慮も思ふ所を述べて双方の間は行違もあり誤解もありて親も叱られ子も咎められながら果ては唯一場の笑に附して根もなく葉もなく依然たる親子の情を害することなきものに比すれば逆も同年の論に非ず左れば舅姑と嫁との間は其人品の如何も拘らず其家風の如何に論なく双方をして眞に骨肉の親子の如くならしめんとするも千一萬一の異例の外先づ以て人情世界に行はれ難き所望にして本はと云へば古來流行の女子教育法に制せられ遂に社會全般の習慣を成して舅姑も嫁も共に苦勞することなれば斯く無理なる所望して失敗するよりも行

はれざる事は行はれずとして他に好手段を求め人情の根本より割出して家の幸福を全うせんこと我輩の望む所なり
 一 文字の如く舅姑は舅姑にして嫁は嫁なり元來親に非ず子に非ざれば其親子に非ざる眞實の眞面目に従て和合の法を講ずるこそ人情の本來なれ我輩の特に注意する所のものなり之を近づければ固より相引き之を遠ざけても益相引かんとするは夫婦の間なれども之を近づければ常に相衝き之を遠ざくれば却て相引かんとするは舅姑と嫁との間なり故に女子結婚の上は夫婦共に父母を離れて別に新家を設くるこそ至當なれども結婚の法一様ならず家の貧富職業の事情も同じからざれば結婚必ず別門戸は行はれ難しとするもせめて新夫婦が竈を別にすすは我輩の飽くまでも主張する所なり例へば家の相

續男子に嫁を貰ふか又は娘に相續の養子する場合にも新舊兩夫婦は一家に同居せずして其一組は近隣なり又は屋敷中の別戸なり又或は家計の許さるることあらば同一の家屋中にても一切の世帯を別々にして詰る所は新舊兩夫婦相觸るゝの點を少なくすること至極の肝要なり新婦の爲めに老夫婦は骨肉の父母に非ざる尙ほ其上に年齢も異なり衣服飲食百般の事に就て思想嗜好の同じからざるは當然の事にして其異なる所のものをして相互に觸れしむるときは自然の約束に従て相衝かざるを得ず都て是れ双方の感情を害する媒介たるに反し遠く相離れて相互に見るが如く見ざるが如くして相互に他の内事秘密に立入らざれば新舊恰も獨立して自から家計經營の自由を得るのみならず其遠ざかるこそ相引くの道にして遠目に見れ

ば相互に憎からず舅姑と嫁との間も知らず識らず和合して家族團樂の幸福敢て期す可し即ち新夫婦相引く者をして益引かしめ新舊相衝くの患を避けて遠く相引かしむるの法なり世間無數の老人夫婦が倅に嫁を迎へ娘に養子を貰ひ無理に一家の中に同居して時に衝突を起せば乃ち云く是れ程に手近く傍に置いて優しく世話するにも拘らず動もすれば不平の色ありとて愚痴を洩す者多し毎度聞く所なれども何ぞ計らん其手近くせられて優しきお世話を蒙ることそ苦痛の種なれ畢竟人の罪に非ず習慣の然らしむる所にして新舊夫婦共に自から不愉快と知りながら近く相接して自から苦しむ居家法の最も拙なるものと云ふ可し

一 新夫婦は家の事情の許す限り老夫婦と同居せざるものと

して扱その新婦人が舅姑に接するの法を如何す可きやと云ふに新婦の爲めに夫は實の父母にも劣らぬ最親の人なる可し其最親の人の最も尊敬し最も親愛する老父母即ち舅姑のことなれば假令ひ自分の父母に非ざるも夫を思ふの至情より割出し之に厚うするは當然のことなり夫の常に愛玩する物は犬馬器具の微に至るまでも之を大切にすは妻たる者の情ならずや況んや譬へんものもなき夫を産みたる至尊至親の老父母に於てをや其保養を厚うし其感情を和げ假初にも不愉快の念を發さしむることなきやう心を用ふ可し殊に老人は多年の経験もあることなれば萬事に付き妨げなき限りは打明けて語り打明けて相談す可し之を煩はすに似たれども其相談は老人を疎外せざるの實を表するものにして却て意を慰むるに足る可し

曾て或洋學者が妻を娶り其妻も少し許り英語を解して夫婦睦
 じく家に居り一人の老母あれども何事も相談せざるのみか知
 らせもせず夫婦の専斷に任せて母は有れども無きが如し或
 るとき家の諸道具を片付けて持出すゆゑ母が之を見て其次第
 を嫁に尋ぬれば今日は轉宅なりと云ふにぞ老人の驚き一方な
 らず此人はまだ極老に非ず心身共に達者にして能く事を辨ず
 れども夫婦兩人は常に老人をうるさく思ひ朝夕の萬事互に英
 語を以て用を達するの風なりしゆゑ轉宅の其朝に至るまで何
 事も老人の耳に入らずして一切夢中何時の間にか荷物同様新
 宅に運搬せられたることなり碎の不散亂暴無法は申すまでも
 なく嫁の不埒も亦悪む可し無教育なる下等の暗黒社會なれば
 尙ほ恕す可きなれども苟も上流の貴女紳士に此奇怪談は唯驚

く可きのみ思ふに此英語夫妻の者共は轉宅の事を老人に語る
 も無益なり到底その意に任せて左右せしむ可き事に非ずとて
 夫妻喃喃の間に決したることならんれども是れぞ所謂老人
 の口腹を養ふを知て其情を養ふの道をしらざる者なり不散不
 埒と云ふよりも常識を失ふ朱愚と云ふ可し大倫を辨へざる人
 非人と云ふ可し女子の注意して心に銘す可き所のものなり
 一 小兒養育は婦人の專任なれば假令ひ富貴の身分にても天
 然の約束に従て自から乳を授く可し或は自身の病氣又は衛生
 上の差支より乳母を雇ふことあるも朝夕の注意は決して怠る
 可からず既に哺乳の時を過ぎて後も子供の飲食衣服に心を用
 ひて些細の事までも見通しにせざるは即ち婦人の天職を奉ず
 る所以にして其代理人はなき筈なり飲食衣服は有形の物にし

て誰れの手を以て與ふるも同様なるに似たれども其これを與ふるの間に母徳無形の感化力は有形物に優ること百千倍なるを忘る可からず蠶を養ふにも家人自からすると雇人に打任せるとは其生育に相違ありと云ふ況んや自分の産みたる子供に於てをや人任せの不可なるは云はずして明白なる可し世間の婦人或は此道理を知らず多くの子を持ちながら其着物の縫ふは面倒なり其食事の世話は煩はしとて之を下女の手に託し自分は友達の附合物見遊山などに耽りて悠悠閑々たる者あるこそ氣の毒なれ元來を云へば婦人の遊樂決して咎む可からず鬱散養生とあれば花見も宜し湯治も賛成なり或は集會宴席の附合も自から利益なれども其外出するや子供を家に残して夫婦の留守中下女下男の預りにて初生兒は無理に牛乳に養は

るゝと云ふ恰も雇人に任せたる蠶の如し其生育如何は自問して自答に難からざる可し在昔大名高家の子供に心身暗弱の者多かりしも貴婦人が子を産むを知て子を養育する法を忘れたるが故なり篤と勘考す可き所のものなり故に我輩は婦人の外出を妨げて之を止むるに非ず寧ろ之を勧めて其活潑ならんことを願ふ者なれども子供養育の天職を忘れて浮かれ浮かるゝが如きは決して之を許さず此點に就ては西洋流の交際法にも感服せざるもの甚だ多し又婦人は其身の境遇よりして家に居り家事を司どるが故に生理病理に就て多少の心得なくて叶はぬことなり家人の病氣に手療治などは思ひも寄らず堅く禁ずる所なれども急病又は怪我などのとき醫者を迎へて其來るまでの間にも頓智あり工風あり徒に狼狽へて病人の爲めに却つ

て災を加ふること多し用心す可き事なり例へば小兒が腹痛すればとて例の妙藥黒燒など藥劑學上に譯の分らぬものを服用せしむ可からず事急なれば醫者の來るまで腰湯バツプ又は久しく通じなしと云へば灌腸を試むる等外用の手當は恐るゝ用心して施す可きも内服藥は一切禁制にして唯醫者の來診を待つ可し或は高き處から落ちて氣絶したる者あらば酒か燒酎を吞ませ又切疵ならば取敢へず消毒綿を以て縛り置く位にして其外に餘計の工風は無用なり或人が剃刀の疵に袂草を着けて血を止めたるは好けれども其袂草の毒に感じて大患に罹りたることあり畢竟無學の罪なり吳々も心得置く可きことなり是等の事に就ては世間に原書もあり翻譯書もあり之を讀むは左までの苦勞にあらず婦人の爲めには却て面白かる可し

一 下女下男を召使ふは随分骨の折れることにして使はれる者は力を勞し使ふ者は心を勞す、主人の方こそ却て苦勞多かる可し、下女下男にも人物様々、時としては忠實至極の者なきに非ざれども是れは別段のこととして本來彼等が無資産無教育なる故にこそ人の家に雇はるゝことなれば主人たる者は其人物如何に拘らず能く之を教へ之を馴らし唯親切を専らにして夫れゝの家事に當らしむると同時に到底自分の思ふ通りにはならぬものと最初より胸中に覺悟して多を望む可からず此れも下女の不行届、其れも下男の等閑など逐一計へ立て徒に心配苦勞して益なき事に疝癢を起すは唯愚と云ふ可きのみ現在の下女下男を宜しからずと思はゞ既往數年の事を想起し其數年の間に如何なる男女が果して最上にして自分の意に適したる

や其者は誰々と指を屈じたらばおのゝ一得一失にして十分
 の者は甚だ少なかる可し既往斯の如くなれば現今も斯の如し
 將來も亦斯の如くならんと勘辨す可し婢僕の過誤失策を叱る
 は叱らるゝ者より叱る者こそ見苦しけれ主人の慎しむ可き所
 なり
 一 婦人は家を治めて内の經濟を預り、云はゞ出るを爲すのみ
 にして入るを知らざる者の如くなれども左りどては甚だ不安
 心なり夫とて萬歳の身に非ず老少より云へば夫こそ先きに世
 を去る可き順なれば若し萬一も早く夫に別れて多勢の子供を
 始め家事萬端を婦人の一手に引受くるが如き不幸もあらんに
 は其時に至り亡人の存命中、戸外に何事を經營して何人に如何
 なる關係あるや、金錢上の貸借は如何、その約束は如何など詳細

の事實を知らずして假令ひ帳簿を見ても分明ならず之が爲め
 に様々の行違ひを生じて甚しきは訴訟の沙汰に及ぶことさへ
 世間に珍らしからず畢竟婦人が家計の外部に注意せざりし落
 度にこそあれば夫婦同居戸外の經營は都て男子の責任とは云
 ひながら其經營の大體に就ては婦人も之を心得置き時々の變
 化盛衰に注意するは大切なることにして我輩の云ふ女子に經
 濟の思想を要すとは此邊の意味なり
 一 女子が如何に教育せられて如何に書を讀み如何に博學多
 才なるも其氣品高からずして假初にも鄙陋不品行の風あらん
 には淑女の本領は既に消滅したりと云ふ可し我輩が茲に鄙陋
 不品行の風と記したるは必ずしも其人が實際に姪醜の罪を犯
 したる其罪を咎むるのみに非ず平生の言行野鄙にして禮儀上

に忌む可きを知らず動もすれば談笑の間にもあられぬ言葉を漏らして當人よりも却て聞く者をして赤面せしむるが如き都て不品行の敗徳として賤しむ可き所のものなり例へば藝妓など云ふ賤しき女輩が衣裳を着飾り酔客の座邊に狎れて歌舞周旋する其中に漫語放言憚る所なきは活潑なるが如く無邪氣なるが如く又事實に於て無邪氣無辜なる者もあらんれども之を目して座中の姪婦と云はざるを得ず藝妓の事は固より人外として姑く之を擱き事柄は別なれども上流社會に於ても知らずして自から誤るものあり近來教育の進歩に隨て言葉の數も増加し在昔學者社會に限りて用ひたる漢語が今は俗間普通の通語と爲りしもの多き中にも我輩の耳障なるは子宮の文字なり従前婦人病と云へば唯漠然血の道とのみ稱し其事の詳なる

は唯醫師の言を聞くのみにして素人の間には曾て言ふ者もななく聞く者もなかりしに近年は日常交際の談話に公然子宮の語を用ひて憚る所なく賣藥の看板にさへ其文字を見るのみならず甚しきは婦人の口より洩るゝなどの奇談も時としてはなきに非ず唯仰天す可きのみ抑も子宮の字は洋語の *Venus* (ユーテルス) に當り相互直譯の文字にして西洋諸國に於ては醫師社會に限りて之を用ひ診察治療の必要に迫れば極内々に患者又は其家人に之を告ぐるのみ醫事に關する要談の外に西洋國人の口よりユーテルス語を聞かんと欲するも決して得べからず況んや婦人の口よりするに於てをや生命を賭しても發言せざる可し然るに日本人は之を口外して平氣なりと云ふ當人の知らぬことゝは云ひながら羞かしきことならずや尙ほ此外にも

今の世間に見苦しく聞き苦しきことは一にして足らず畢竟婦人の罪とのみ云ふ可からず社會の先達たる學者教育家の不深切と政府の筋の無學不注意に由來することゝ知る可し一 教育の進歩と共に婦人が身柄にあるまじきことを饒舌り甚だしきは奇怪千萬なる語を用ひて平氣なるは淺見自から知らざるの罪にして唯憐む可きのみ其原因様々なる中にも少小の時より教育の方針を誤りて自尊自重の徳義を輕んじ萬有自然の數理を等閑にし徒に浮華に流れて虚文を弄ぶが如き自ら禍源の大なるものと云ふ可し例へば學校の女生徒が少しく字を知り又洋書など解し得ると同時に所謂詠歌國文に力を籠め又は小説戯作など讀んで餘念なきものあり文を學ぶよは國文小説も甚だ有益なれども年少き時には外に勉む可きもの尙

ほ多し詠歌には巧なれども自身獨立の一義に就ては夢想したることもなく數十百部の小説本を讀みながら一冊の生理書をも見たることなき女史こそ多けれ況して小説戯作は往々人の情を刺すこと劇しくして血氣の春とも云ふ可き妙年女子の爲めには先づ以て有害にこそあれば文學の必要よりしていよいよ之を讀まんとすれば其種類を選ぶこと大切なる可し一 婦人の氣品を維持することいよく大切なりとすれば敢て他を犯さずして自から自身を重んず可し滔々たる古今の濁水社會には藝妓もあれば妾奉公する者もあり又は妾より成揚り藝妓より出世して立派よ一家の夫人たる者もあり都て是等は人間以外の醜物にして固より淑女貴婦人の共に伍を爲す可き者に非ず賤しみても尙ほ餘りある者なれども其これを賤し

むの意を外面に顯すは婦人の事に非ず我は清し汝は濁る、我は高し汝は卑しと云はぬ許りの顔色して明らさまに之を辱しむるが如きは唯空しく自身の品格を落すのみよして益なき振舞なれば深く慎しむ可きことなり或は交際の都合に由りて餘儀なく此輩と同席することもあらんよは禮儀を亂さず温顔以て之に接して侮ることなきと同時に竊よ其無教育破廉恥を憐むこそ慈悲の道なれ要は唯其人の内部よ立入ることを爲さずして度外に捨置き事情の許す限り之を近づけざるよ在るのみ

一 夫妻同居して妻たる者が夫よ對して誠を盡す可きは云ふまでもなき事にして兩者一身同體共よ苦樂を與よするの契約は生命を賭して背く可からずと雖も元來兩者の身の有様を云へば家事經營に内外の別こそあれ相互よ尊卑の階級あるに非

ざれば一切萬事對等の心得を以て自から屈す可からず又他をして屈伏せしむ可からず即ち結婚の契約より生じたる各自の權利あるが故なり故に婦人は柔順を貴ぶと云ふ固より女性の本色にして大に男子よ異なり又異ならざるを得ず我輩の飽くまでも勸告獎勵する所にして女徳の根本唯一の本領なりと雖も其柔順とは言語舉動の柔順にして卑屈盲従の意味よ非ず大節に臨んでは父母の命を拒み夫の所業よ争ふことある可し例へば家計云々の爲めに娘を苦界に沈めんとし又は利益の爲めに相手を選ばずして結婚せしめんとするが如き都て父母の利心よ生じて子を弄ぶものなれば假令ひ親子の間よても斷然その命を拒絶して可なり親子の間既よ斯の如くなれば夫婦の間も亦然り夫が戶外の經營よ失敗して貧窮に沈むが如きは是れ

は夫婦諸共の不幸よして双方の間よ一點の苦情ある可からず
 一沈一浮共よ苦樂を同らす可しと雖も其夫の品行修らずして
 内に妾を飼ひ外よ花柳よ戯れ敢て獸行を恣にして内を顧みざ
 るが如きは對等の配偶者を侮辱し虐待するの罪にして斷じて
 許す可からず内君たる者は死力を盡して之を争ふ可し世間或
 は之を見て婦人の嫉妬など云ふ者もあらんなれども凡俗の評
 論取るに足らず男子の獸行を恣にせしむるは男子その者の罪
 に止まらず延いて一家の不和不味と爲り兄弟姉妹相互の隔意
 と爲り其獸行翁の死後には單に子孫に病質を遺して其身體を
 虚弱ならしむるのみならず不徳の悪風も亦共に遺傳して家人
 和合の幸福は固より望む可からず甚だしきは骨肉相争ひ親戚
 陰に謀り家名の相續財産の分配等争論百出所謂御家騒動の大

波瀾を生じて人に笑はるゝの事例さへなきに非ず而して其不
 和争擾の衝に當る者は其時の未亡人即ち今日の内君にして禍
 源は一男子の悪徳に由來すること明々白々なれば苟も内を治
 むる内君にして夫の不行跡を制止すること能はざるは自身固
 有の權利を放棄して其天職を空うする者なりと云はるゝも辯
 解の辭はある可からず嫉妬云々の俗評を憚りて萎縮するが如
 き婦人畢生の耻辱と云ふ可し
 一 偕老同穴は夫婦の約束なれども如何せん老少不定は天の
 命ずる所にして偕老果して偕老ならずして夫の早く世を去る
 とあり斯る不幸に際して跡に遺る婦人の年齢が四五十にも
 達して加ふるに子供の數も多からんには寡を守りて家に居る
 可きなれども僅に二三十以上まだ四十にも足らぬ身を以て寡

居は甚だ宜しからず我輩の持論は其再縁を主張する者なれども日本社會の風潮甚だ冷淡にして學者間にも再縁論を論ずる者少なきのみか寡居を以て恰も婦人の美德と認め貞婦二夫に見えずなど根據もなき愚説を喋々して却て再縁を妨ぐるの風あるこそ遺憾なれ古人の云ふ二夫云々は有夫の婦人が同時に第二の男子に接するの意味ならん即ち今の有婦の男子が花柳に戯るゝが如き不品行を警しめたるものならんなれども人間の死生は絶對の天命にして人力の及ぶ所に非ず昨日の至親も今日は無なり既に無に歸したる上は之を無として生者は生者の謀を爲す可し死に事ふると生に事ふるが如しとは人の情なれども人情は以て人事の實を左右す可からず例へば死者を祭るに供物を捧ぐるは生者の情なれども其情如何に濃なるも亡

き人をして飲食せしむるとは叶はず左れば生者が死者に對して情を盡すは云ふまでもなく懷舊の恨は天長地久も啻ならず此恨綿々絶ゆる期なしと雖も冥土人間既に處を殊にすれば舊を懷ふの人情を以て今に處するの人事を妨ぐ可からず一瞥心を轉じて身外の萬物を忘れ其舊を棄て、新惟れ謀るは人間大自在の法にして我輩が飽くまでも再縁論を主張する由縁なり殊に男女の再縁は世界中の普通なるに獨り我日本國に於ては之を男子に自由にして女子に窮窟にす自から兩者對等の權力に影響なきを得ず是れ亦我輩の等閑に看過せざる所のものなり

右第一條より第二十三條に至るまで概して我國古來の定論に反するのみならず前には舊女大學の條々を論破し去て更らに新女大學の新主義を唱ふることなれ

ば新舊方圓相容れずして世間に多少の反對論もある可し舊説は兩性の關係を律するに専ら形式を以てせんとし我輩は人生の天然に從て其交情を全うせんとするものなれば所謂儒流の古老輩が百千年來形式の習慣に養はれて恰も第二の性を成し男尊女卑の陋習に安んじて遂に悟ることを知らざるも固より其處なり文明の新説を聞て釋然たらざるも怪しむに足らずと雖も今の新日本國には自から新人の在るあり我輩は此新人を友にして新友と共事と與にせんとする者なれば彼等の反對は恐るゝも足らず嘗に白頭の故老のみならず青年以上有爲の士人中にも一切萬事有形も無形も文明主義の一以て之を貫くと敢て公言して又實際に之を實行しながら獨り男女兩性の關係に就ては舊儒教流の陋習を利用して自から姪不倫の罪を免れんとする者あるこそ可笑しけれ文明の學者士君子にして腐儒の袖の下に隠れ儒説に保護せられて由て以て文明社會を瞞着せんとする者と云ふ可し其窮唯憐む可きのみ或は此腐儒説の被保人等が窮餘も説を作りて反對を試みんとすることもあらんか甚だ妙なり我輩は滿天下の人を相手よしとも一片の秃筆以て之を追究して假す所なかる可し左れば此舊女大學の評論新

女大學の新論は字々皆日本婦人の爲めよするものにして之を百千年來の蟄伏鬱憂に救ひ彼等をして自尊自重以て社會の平等線に立たしめんとするの微意よし嘗に女性の利益のみに非ず共に男子の身を利し家を利し子孫を利し一害なくして百利百福を求むるの法なれば女子幼少の時より能く此趣意の大概を言ひ聞かせ文字を知るに至れば此書を授けて自から讀ましめ不審あらば懇に其意味を解き聞かせて誤ること勿らしめよ古今父母の情は一なり其子の男子たると女子たるとも拘らず其兄たり弟たり姉たり妹たるを問はず之を愛するの情は正しく同一様にして兎の毛ほどの差等もなかる可し左れば此至親至愛の子供の身の行末を思案し兄弟姉妹の中誰れか仕合せ能くして誰れか不仕合せならんと胸中に打算して此子が不仕合せなりと定まりたらば兩親の苦痛は如何ばかりなる可きや子供の心身の暗弱四肢耳目の不具は申すまでもなく一本の齒一點の塵にも心を悩まして日夜片時も忘るゝを得ず俗に云ふ子供の馬鹿ほど可愛く片輪ほど憐れなりとは親の心の眞面目を寫したるものにして其心は即ち子供の平等一様に幸福ならんことを念ずるの心なり故に其子の男女長少に論なく一様に之を愛し

て假初にも偏頗なきは父母の本心眞實正銘の親心なるに然るに茲に女子の行末を案じて不安心の節あるやなしやと問へば唯大不安心と云ふの外なし娘を人の家に嫁せしめて舅姑の機嫌に心配あり兄公女公親類の附合も面倒なり幸に是等は圓く治まるとしても肝心の夫こそ掛念至極の相手なれ其性行正しく妻に接して優しければ高運なれども或は然らず世間に珍らしからぬ黙行男子にして内君を無視し遊冶放蕩の末遂には公然妾を飼うて内に引入れ一家妻妾群居の支那流を演ずるが如き狂亂の振舞もあらば之を如何せん従前の世情に従へば唯黙して其狂亂に屈伏するか然らざれば身を引て自から離縁せらるゝの外に手段なかる可し娘の嫁入は恰も富籤を買ふが如し中るも中らざるも運は天に在り否な夫の心次第にて極樂もあり地獄もあり苦樂喜憂恰も男子手中の玩弄物と云ふも可なり斯くまでに不安心なる女子の身の上に就き父母たる者が其行末を案じて爲めに安身立命の法を講ずるは親子天然の至情ならずや即ち女子の爲めに文明教育の大切なる所以なり假令ひ博識の大學者たらざるも人事の大概に通達して先づ自身の何者たるを知り其男子と對するの輕重を測り男女平等不輕不重の原則を明し内に深

く身權を持張して自尊自重敢て動搖せざるまでの見識を得せしむるは子を愛する父母の義務なる可し又舊女大學の末文に百萬錢を出して女子を嫁せしむるは十萬錢を出して子を教ふるに若かず云々の意を記したるは敬服の至りなれども我輩は一歩を進めて娘の結婚は衣裳萬端支度の外又相當の財産分配を勸告する者なり生計不如意の家は扱置き苟も資力あらん者は假令ひ娘を手放して人の妻とするも萬一の場合も他人を煩さずして自立する丈けの基本財産を與へて生涯の安心を得せしむるは是亦父母の本意なる可し古風の教も婦人の三従と稱し幼にして父母も從ひ嫁して夫に從ひ老して子に從ふと云ふが如き德義一偏より云へば或は不可なきが如くなれども定めなき世の心波情海を渡らんとするよりは人事の浮沈常ならずして彼の夫も從ひ子に從ふと云ふ其從順は化して屈伏盲從の姿と爲り萬事不如意に苦しむの例なきも非ず主人の貪慾不人情寵の下の灰までも乃公の物なりと絶叫して傍若無人ならんよりは如何も從順なる婦人も思案も餘ることある可し此時又當り婦人の身に附きたる資力は自から強うするの便りにして徐々謀を爲すこと易し假令ひ斯くまでの極端も至らざるも婦人の私も自力自立

の覺悟あれば夫婦相對して夫も求むるとも少なく之を求めて得ざるの不平もなく筆端或は皮肉に立入りて卑陋なるが如くなれども其これを求めざるは兩者の間に意見の衝突を少なくするの一助たる可し古語に衣食足りて禮讓興ると云ふ婦人に資力なきは喩へば衣食足らざるものゝ如し父母たる者が之に財産を分與するは我愛女も衣食を豊よして夫婦の禮を知らしむるの道なりと知る可し但し婦人又財産を興へても自から之を處理するの法を知らざれば幾千萬の金も有て無きが如し既之を所有すれば其安全を謀り其用法を工夫し世間の事情を察し又人の言を聞き妄り又疑ふ可からず妄り又信ず可らず詰り自分一人の責任にこそあれば之の處するの法決して易からず西洋諸國良家の女子には此邊の事に就て漠然たらざる者多しと云ふ等閑に看過す可らざる所のものなり

新 女 大 學 終

左の一篇の記事は女大學評論并に新女大學を時事新報に掲載中福澤先生の親しく物語られたる次第を本年四月十四日の新報に記したるものなり本著發表の由縁を知るに足るべきを以て茲に附記することとせり

明治三十二年九月

時事新報記者識

福澤先生の女學論發表の次第

時事新報の紙上に順次掲載しつゝある福澤先生の女大學評論は昨日にて既に第五回に及びたり先生が此論を起草せられたる由來は序文にも記したる如く一朝一夕の思ひ付きに非ず恰も先天の思想より發したるものなれども昨年に至り遽に筆を執て世に公にすることに決したるは自から謂はれなきに非ず親しく先生の物語られたる次第を記さんに先生は夙に此一事に心を籠め二十五歳の年初めて江戸に出でたる以來時々貝原

翁の女大學を繙き自から略評を記したるもの幾冊の多きに及べる程にて其腹稿は既に幾十年の昔に成りたれども當時の社會を見れば世間一般の氣風兎角落付かず恰も物に狂する如くにして眞面目に女學論など唱ふるも耳を傾けて靜に之を聞くもの有りや無しや甚だ覺束なき有様なるにぞ只これを心に蓄ふるのみにして容易に發せず以て時機の到來を待ちたりしに爾來世運の進歩に隨ひ人の心も次第に和ぐと共に世間の觀察議論も次第に精密に入るの傾きある其中にも日本社會にて空前の一大變革は新民法の發布なり就中親族編の如きは古來日本に行はれたる家族道德の主義を根柢より破壊して更らに新主義を注入し然かも之を居家處世の實際に適用す可しと云ふ非常の大變化にして所謂世道人心の革命とも見る可きものな

るに其民法の草案は發布前より早く流布して廣く世人の目に觸れたるにも拘はらず其規定に對して曾て異論を唱ふるものなきのみか十二議會にはいよく之を議決して昨年七月より實施せらるゝことゝは爲りぬ先生は此有様を見て恰も強有力なる味方を得たるの思ひして愉快自から禁ずる能はざると同時に又一方を顧みれば新條約實施の期限は本年七月と定まり僅々一年の後には外國人も内地に雜居して日本人と郷黨隣人の交際を爲すに至る可しと云ふ從來の儘なる我國男女間の關係を彼等の眼前に示して其醜態を滿世界に評判せらるゝは國光上の一大汚點日本國民として斷じて忍ぶを得ず之を矯正する一日を遅くすれば則ち一日の恥を永らす可し世人の改新を促して自から謹ましめ以て國の體面を清潔にするは何は扱置

き目下の緊急事なりとていよゝゝ宿論發表の時機到來を認め
 昨年八月中より遽に筆を執り僅々三十日足らずの間に稿を脱
 したる次第なりと云ふ左れば女大學評論及び新女大學の二篇
 は先生先天の思想に發して腹稿は既に幾十年前に成りたるに
 拘はらず之を公にするの機會を得ざりしものが時勢の進歩と
 や云はん人心の變化とや云はん一方に新民法の發布は先生を
 して恰も有力なる味方を得たるの思ひあらしめ又内地雜居の
 切迫はいよゝゝ其蓄蘊を發するの必要を感ぜしめて爰に始め
 て此論を公にするに至りしものなり昨日の紙上に掲載したる
 女大學評論の第五回中新民法の事に論及したる所あるを以て
 聊か其次第を記して讀者の參考に供すと云ふ

明治三十二年十一月廿一日印刷
 同 年十一月廿四日發行

(並製)
 正價 金貳拾錢

發行者 時事新報社
 東京京橋區南鍋町二丁目十二番地

右代表者 吉田東洋
 東京芝區三田四國町二番地十七號

印刷者 高田乙三
 東京京橋區西紺屋町廿六七番地

發行所 時事新報社
 東京京橋區南鍋町二丁目十二番地

印刷所 株式會社 秀英舍
 東京京橋區西紺屋町廿六七番地



時事新報社出版書目

福澤全集

原本五十部、百五册
合本全五册
正價拾貳圓
(遞送料は別に申受く)

先生四十年來の著譯書收めて此中に在り之を讀まざる者は未だ新日本の文明を語る可らず

福翁自傳

三版 正 上製壹圓
全一册 價 並製十二錢
(郵稅四錢)

先生自序の傳記にて幼時より近年迄の經歷載せて詳なり先生を知らんとする者一讀すべし

福翁百話

十五版 正 上製十一圓
全一册 價 並製廿五錢
(郵稅六錢)

先生入念の著述宇宙の妙理及び居家處世の心得を諄々説きて何人も座右の規箴と爲すべし

修業立志篇

七版 正價廿六錢
全一册 (郵稅四錢)

福澤先生の演說論文慶應義塾の教科書にして懇切に後進子弟修學立身の心得を説示したり

福澤全集緒言

全一册 正價二十錢
(郵稅二錢)

全刊行に付先生の特に執筆したるものにて名は緒言なれども實は新日本文明の小史なり

商戰必勝

附廣告豹の卷
再版 正價十三錢
全一册 (稅郵二錢)

商實は平和の戰爭なり其戰爭に必勝の術は廣告を利用するに在り此書其秘訣を説て詳なり

發行所 東京橋區南鍋町二丁目十二番地
電話(編輯用特新橋一四九) 時事新報社
電話(事務用特新橋三二七)

出張所 大阪堂島濱通一丁目四十番屋敷
電話(特東四九二) 同 出張所

日本時事新報 無休年中刊

時事新報 時事新報 時事新報 時事新報 時事新報 時事新報 時事新報 時事新報 時事新報 時事新報

は世界最新東洋無比の完成輪轉大機械を以て印刷する全国中紙面の最も廣き大新聞にして且年中無休刊なり
 の議論は適實公平にして着眼高く、雜報は百事を網羅して一方に偏せず精確迅速なること世間既に定評あり
 の株式、米穀、生絲を始め總て商況物價に關する報道の機敏確實なるは他新聞紙の得て企て及ぶ所にあらず
 には海外特電あり世界の大事を速報す其他内地の電報林の如く中外の通信山を成し四方には奇警なる小説あり優美なる繪畫あり又世間日々の珍事をも漏らさず婦人小兒にも讀んで分り易く面白し
 には發行紙數最も多く且つ社會に信用勢力あるを以て廣告の有効なること全國の新聞紙中肩を比するものなし

發行所 東京市京橋區南鍋町 (電話) 編輯用特新橋一四九

出張所 大阪北區堂島濱通 (電話) 事務用特新橋三二七

●全國各地に賣捌店あり ●見本は御申越次第進呈す

定價 (前金) 一部二錢五厘、一ヶ月五十錢、三ヶ月一圓四十五錢、六ヶ月二圓八十五錢、一ヶ年五圓六十錢、郵送の分郵税一ヶ月十五錢

(電話) 特東四九二

同 出張所

